

令和元年10月3日
自動車局環境政策課
自動車局審査・リコール課

二輪車の車載式故障診断装置の要件が追加されます。
—道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正—

二輪車の車載式故障診断装置について、排出ガスを浄化する装置の劣化を監視する等の要件を追加しました。

中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」（第13次答申（平成29年5月））において、二輪車の排出ガス低減対策として、より高度な車載式故障診断装置（以下「OBDⅡ」という。）を導入することについてとりまとめられたこと及び国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（以下「UN-ECE/WP29」という。）におけるOBDⅡの具体的な検出項目等の議論を踏まえ、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の改正を行いました。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の主な改正項目（改正の詳細は別紙を御覧ください。）
 - ・ OBDⅡの要件として、失火及び触媒劣化等の故障により排出ガス値が異常レベルを超える可能性がある場合には、故障を運転者に知らせるとともに、故障時の自動車使用状況の情報をシステム内に保存すること等を規定します。



故障を運転者に警報するときの表示

2. 適用時期（車種やOBDⅡの要件により適用時期が異なりますので、詳細は別紙を御覧ください。）
新型車は令和2年12月から、継続生産車は令和4年11月から適用対象とします。
3. スケジュール
公布：令和元年10月3日
施行：公布の日

問い合わせ先
自動車局環境政策課：高野、菊地
電話番号：03-5253-8111（内線42523、42522）、直通03-5253-8604
FAX番号：03-5253-1636
自動車局審査・リコール課：高久、佐藤（圭）
電話番号：03-5253-8111（内線42312、42323）、直通03-5253-8596
FAX番号：03-5253-1636

(別紙)

道路運送車両法関係手数料規則及び道路運送車両の保安基準の 細目を定める告示等の一部改正について

1. 背景

我が国では、大気環境改善のため、自動車の排出ガス規制を導入しているところであり、大気汚染状況、技術開発状況、海外の動向等を踏まえつつ、順次規制を強化しています。

中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第13次答申）」において、二輪車に対して UN-ECE/WP29 における具体的な検出項目等の議論を踏まえ、排出ガス発散防止装置に係る OBD II を導入することが提言されています。

今般、UN-ECE/WP29 における議論の進捗を踏まえ、二輪車（総排気量が 50cc 以下、かつ、最高速度が 50km/h 以下の原動機付自転車を除く。）に対し OBD II を導入するため、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等について所要の改正を行います。

2. 改正の概要

(1) 道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）の一部改正

二輪車の OBD II についての保安基準適合性審査に係る試験を受けるに際して、独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して 27 万円と定めます。

(2) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行います。

- ① OBD II は、電気系統の断線等を検知したときに運転者に警報するという従来の要件に加え、故障情報（故障状態を示すコード、故障時の車両使用状況データ（故障を検知したときのエンジン回転数、水温、油温等のデータ）等）を保存すること、故障情報は読み出せるものであることについて規定します。
- ② OBD II の監視要件は、排出ガス発散防止装置が故障又は劣化したときに WMTC モードにより測定した排出ガス値が異常レベル（OBD 閾値）を超える可能性があるものについて監視・検知できることを規定します。これには、失火や触媒劣化の監視・検知を含みます。
- ③ OBD II の試験要件は、故障を再現した部品を車両に装着し、①及び②の要件の適合性を確認することについて規定します。

(3) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行います。

- ① (2) について、新型車は令和2年12月から、継続生産車は令和4年11月から適用対象とし、第一種原動機付自転車については、OBDⅡの技術開発状況を考慮し、適用を猶予します。
- ② (2) の OBDⅡ の監視要件のうち、触媒劣化については、新型車は令和6年12月（第二種原動機付自転車は令和7年12月）から、継続生産車は令和8年11月（第二種原動機付自転車は令和9年11月）から適用とします。

4. スケジュール

公 布：令和元年10月3日

施 行：公布の日



令和元年 10 月 15 日
自動車局 技術政策課
自動車局 審査・リコール課

側方衝突警報装置に関する国際基準を導入します

～道路運送車両の保安基準及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

大型貨物自動車が左折時等に自転車と衝突するおそれがある場合に運転者に警報する側方衝突警報装置に関する国際基準を導入し、また、スマートフォン等を自動車の鍵として利用する最新技術を搭載する自動車が安全に市場投入されるための環境整備を行うため、所要の法令の整備を行います。

自動車局では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化を進めています。

今般、「側方衝突警報装置に係る協定規則（第151号）」等が、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において採択されたことを踏まえ、我が国においてもこの基準を導入します。

加えて、スマートフォン等を自動車の鍵として利用することにより、運転することができる機能を認める基準の改正等を行います。

1. 保安基準等の主な改正項目（※ 改正の詳細については別紙をご覧ください。）

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 車両総重量 8 トンを超える貨物自動車は、協定規則第 151 号に規定された技術的要件に適合しなければならない。
適用時期は、新型車は令和 4 年 5 月から、継続生産車は令和 6 年 5 月から適用対象とする。
- ② 現行は、専用の鍵でのみ施錠・解錠が認められているが、一定のセキュリティ対策がなされていることを確認したうえで、スマートフォン等を自動車の鍵として利用することにより、運転することができる機能を認めることとする。

2. 公布・施行

公布：10月15日

施行：10月15日

側方衝突警報装置等新規採択基準に係るものにあつては11月15日

問い合わせ先

自動車局 技術政策課 : 東海、江連

電話 03-5253-8111(内線 42214) 03-5253-8591(直通)

FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課: 佐藤

電話 03-5253-8111(内線 42323) 03-5253-8596(直通)

FAX 03-5253-1640

【別紙】

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成10年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第177回会合において、「側方衝突警報装置に係る協定規則（第151号）」等が新たに採択されたほか、「圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る協定規則（第110号）」等の改訂が採択された。

また、スマートフォン等を自動車の鍵として利用することにより運転することができる機能を認め最新技術を搭載する自動車が安全に市場投入されるための環境整備を行う。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）等について、所要の改正を行うこととする。

※協定規則（原文）については次のとおり。

https://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_mar19.html

2. 改正の概要

(1) 保安基準及び細目告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 車両総重量8トン超の貨物自動車（被牽引自動車を除く。）には、協定規則第151号に規定された要件に適合した側方衝突警報装置を備えなければならないこととする。
- ② 現行は、専用の鍵でのみ施錠・解錠が認められているが、一定のセキュリティ対策がなされていることを確認したうえで、スマートフォン等を自動車の鍵として利用することにより、運転することができる機能を認めることとする。

(2) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ・ 型式指定の対象となる特定装置の種類に、側方衝突警報装置を追加する。
- ・ 協定規則第151号に基づき認定された側方衝突警報装置は、型式指定を受けたものとみなすこととする。
- ・ 型式指定を受けたものとみなす特定装置のうち、灯火装置等について下記の通り当該装置に係る協定規則を3つに統合する。

協定規則第 148 号 (信号灯火に係る規則)	番号灯	方向指示器	車幅灯、尾灯
	制動灯、補助制動灯	(前後部) 上側端灯	後退灯
	低速走行時側方照射灯	後部霧灯	駐車灯
	昼間走行灯	側方灯	
協定規則第 149 号 (照射灯火に係る規則)	前部霧灯	前照灯	側方照射灯
協定規則第 150 号 (反射器に係る規則)	前部反射器	側方反射器	後部反射器
	停止表示器材	大型後部反射器	再帰反射材

- ・ 協定規則第 148 号に基づき認定された信号灯火、協定規則第 149 号に基づき認定された照射灯火及び協定規則第 150 号に基づき認定された反射器は、型式指定を受けたものとみなすこととする。
- ・ 協定規則 110 号が改訂されたことにより、規則番号について変更を行う。
- ・ 協定規則 10 号が改訂されたことにより、規則番号について変更を行う。

(3) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

特定装置としての側方衝突装置の保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案してそれぞれ定める。

(4) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）の一部改正

- (1) ①の改正について、新型車は令和 4 年 5 月から、継続生産車は令和 6 年 5 月から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

(5) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係告示について所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布：令和元年 10 月 15 日

施 行：公布の日

側方衝突警報装置等新規採択に係るものにあつては令和元年 11 月 15 日

国連の車両等の型式認定相互承認協定(1958年協定)の概要

1. 協定の目的

1958年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」(以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。)である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

2. 加入状況

令和元年(2019年)10月現在、54か国、1地域が加入。

日本は、平成10年(1998年)11月24日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合(EU)、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、モンテネグロ、チュニジア、カザフスタン、アルバニア、エジプト、ジョージア、サンマリノ、モルドバ、アルメニア

(下線はEU加盟国、□はアジア諸国)

3. 基準の制定・改訂

(1) 協定に基づく規則(以下、「協定規則」という。)は、国連の自動車基準調和世界フォーラム(WP29)での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ等が参加している。

(2) 令和元年(2019年)10月現在、装置ごとに152の協定規則(基準)が制定されている。

4. 協定に基づく認証の相互承認の流れ

(1) 協定締約国は、国内で採用する協定規則を選択する。

(2) 協定締約国は、採用した協定規則について、当該協定規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク(E₄₃:日本の場合)と認定番号を与える。

(3) 認定を取得した装置については、当該協定規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

5. 日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は令和元年(2019年)5月現在、乗用車の制動装置、警音器等の85の規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

令和元年10月現在

No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
0	国際的な車両認証制度	50	灯火器(二輪車、モペッド)	101	乗用車のCO2排出量と燃費
1	前照灯	51	騒音	102	連結装置
2	前照灯白熱球	52	小型バスの構造	103	交換用触媒
3	反射器	53	灯火器の取付け(二輪車)	104	大型車用反射材
4	後部番号灯	54	タイヤ(商用車)	105	危険物輸送車両構造
5	シールドビーム前照灯	55	車両用連結装置	106	タイヤ(農耕用トラクタ)
6	方向指示器	56	前照灯(モペッド)	107	二階建てバスの構造
7	車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯	57	前照灯(二輪車)	108	再生タイヤ
8	ハロゲン前照灯	58	突入防止装置	109	再生タイヤ(商用車)
9	騒音(三輪車)	59	交換用消音器	110	CNG・LNG自動車
10	電波妨害抑制装置	60	コントロール類の表示(二輪車、モペッド)	111	タンク自動車のロールオーバー
11	ドアラッチ及びヒンジ	61	外部突起(商用車)	112	非対称配光型ヘッドランプの配光
12	ステアリング機構	62	施錠装置(二輪車)	113	対称配光型ヘッドランプの配光
13	制動装置	63	騒音(モペッド)	114	後付エアバック
13H	制動装置(乗用車)	64	応急用予備走行装置	115	CNG、LPGレトロフィットシステム
14	シートベルト・アンカレッジ	65	特殊警告灯	116	盗難防止装置
15	排出ガス規制	66	スーパーストラクチャー強度(バス)	117	タイヤ単体騒音
16	シートベルト	67	LPG車用装置	118	バス内装難燃化
17	シート及びシートアンカー	68	最高速度測定法	119	コーナリングランプ
18	施錠装置(四輪車)	69	低速車の後部表示板	120	ノンロード馬力測定法
19	前部霧灯	70	大型車後部反射器	121	コントロール・テルテール
20	ハロゲン前照灯(H4前照灯)	71	農耕用トラクタの視界	122	ヒーティングシステム規則
21	内部突起	72	ハロゲン前照灯(二輪車)	123	配光可変型前照灯
22	ヘルメット及びバイザー	73	大型車側面保護	124	乗用車ホイール
23	後退灯	74	灯火器の取付(モペッド)	125	直接視界
24	ディーゼル自動車排出ガス規制	75	タイヤ(二輪車、モペッド)	126	客室と荷室の仕切り
25	ヘッドレスト	76	前照灯(モペッド)	127	歩行者保護
26	外部突起(乗用車)	77	駐車灯	128	LED光源
27	停止表示器材	78	制動装置(二・三輪車、モペッド)	129	新幼児拘束装置
28	警音器	79	かじ取装置	130	車線逸脱警報装置
29	商用車運転席乗員の保護	80	シート(大型車)	131	衝突被害軽減制動制御装置
30	タイヤ(乗用車)	81	後写鏡(二輪車)	132	排ガスレトロフィット
31	ハロゲンシールドビーム前照灯	82	ハロゲン前照灯(モペッド)	133	リサイクル
32	後部衝突における車両挙動	83	燃料要件別排出ガス規制	134	水素燃料電池自動車
33	前方衝突における車両挙動	84	燃費測定法	135	ポール側面衝突時の乗員保護
34	車両火災の防止	85	馬力測定法	136	電気自動車(二輪車)
35	フットコントロール類の配列	86	灯火器の取付け(農耕用トラクタ)	137	フルラップ前突時乗員保護
36	バスの構造	87	デイトイランニングランプ	138	車両接近通報装置
37	白熱電球	88	反射タイヤ(モペッド、自転車)	139	BAS(ブレーキアシストシステム)
38	後部霧灯	89	速度制限装置	140	ESC(横滑り防止装置)
39	スピードメーター	90	交換用ブレーキライニング	141	タイヤ空気圧監視装置
40	排出ガス規制(二輪車)	91	側方灯	142	タイヤ取付
41	騒音(二輪車)	92	交換用消音器(二輪車)	143	重量デュアルエンジンのレトロフィットシステム
42	バンパー	93	フロントアンダーランププロテクタ	144	事故自動緊急通報装置
43	窓ガラス	94	オフセット前突時乗員保護	145	年少者用補助乗車装置取付具
44	幼児拘束装置	95	側突時乗員保護	146	水素燃料電池自動車(二輪車)
45	ヘッドランプ・クリーナー	96	ディーゼルエンジン(農耕用トラクタ)	147	連結装置(農耕用)
46	後写鏡	97	警報装置及びイモビライザ	148	信号灯火に係る規則
47	排出ガス規制(モペッド)	98	前照灯(ガスディスチャージ式)	149	照射灯火に係る規則
48	灯火器の取付け	99	ガスディスチャージ光源	150	反射器に係る規則
49	ディーゼルエンジン排出ガス規制	100	電気自動車	151	側方衝突警報装置

令和元年10月18日
自動車局自動車情報課

つけて走って広げよう、地域の魅力！

～新たな地域名表示による地方版図柄入りナンバープレートのデザイン決定～

国土交通省においては、“走る広告塔”としてのナンバープレートの機能に着目し、昨年10月より地域の風景や観光資源を図柄にした地方版図柄入りナンバープレートの交付を開始しましたが、来年5月頃より、既存の41地域に加え、新たな地域名表示による17地域の地方版図柄入りナンバープレートの交付を開始します。

この度、その具体的なデザインを決定しましたのでお知らせします。

1. 具体的デザイン（全国17地域名表示）



詳細は別紙参照

2. 地域の取組みへの寄付金の活用

フルカラーの図柄入りナンバープレートについては寄付金（1,000円以上）をお願いし、導入地域における交通改善、観光振興などに資する取組みを支援します。

【問い合わせ先】自動車局 自動車情報課 浪川・尼寺・青柳

電話：03-5253-8111（内線：41145、42103）直通：03-5253-8588 FAX：03-5253-1639

北海道

知床 (北海道斜里郡等)



＜知床の雄大な自然＞

172

白河 (福島県白河市等)



＜春の小峰城＞

東北

弘前 (青森県弘前市等)



＜弘前城・桜色のお堀と岩木山＞

苫小牧 (北海道苫小牧市)



＜ウトナイ湖とアイスホッケーの街＞

関東

松戸 (千葉県松戸市)



＜松戸の風景＞

市川 (千葉県市川市)



＜市川の梨と街と江戸川＞

関東

船橋 (千葉県船橋市)



<梨とアンデルセン公園>

市原 (千葉県市原市)



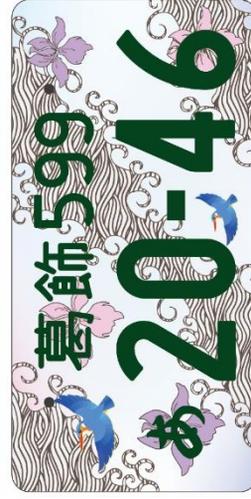
<菜の花と桜と里山トロッコ>

江東 (東京都江東区)



<東京ゲートブリッジ>

葛飾 (東京都葛飾区)



<菖蒲・川・カワセミ>

板橋 (東京都板橋区)



<躍動感溢れるカラフルな木・花・鳥>

北陸信越

上越 (新潟県糸魚川市等)



<上杉謙信と桜>

中部

伊勢志摩（三重県伊勢市等）



＜吹き行く魅力＞

中国

出雲（島根県出雲市等）



＜八岐大蛇＞

近畿

四日市（三重県四日市市）



＜輝く四日市＞

四国

高松（香川県高松市）



＜高松港から屋島を望む＞

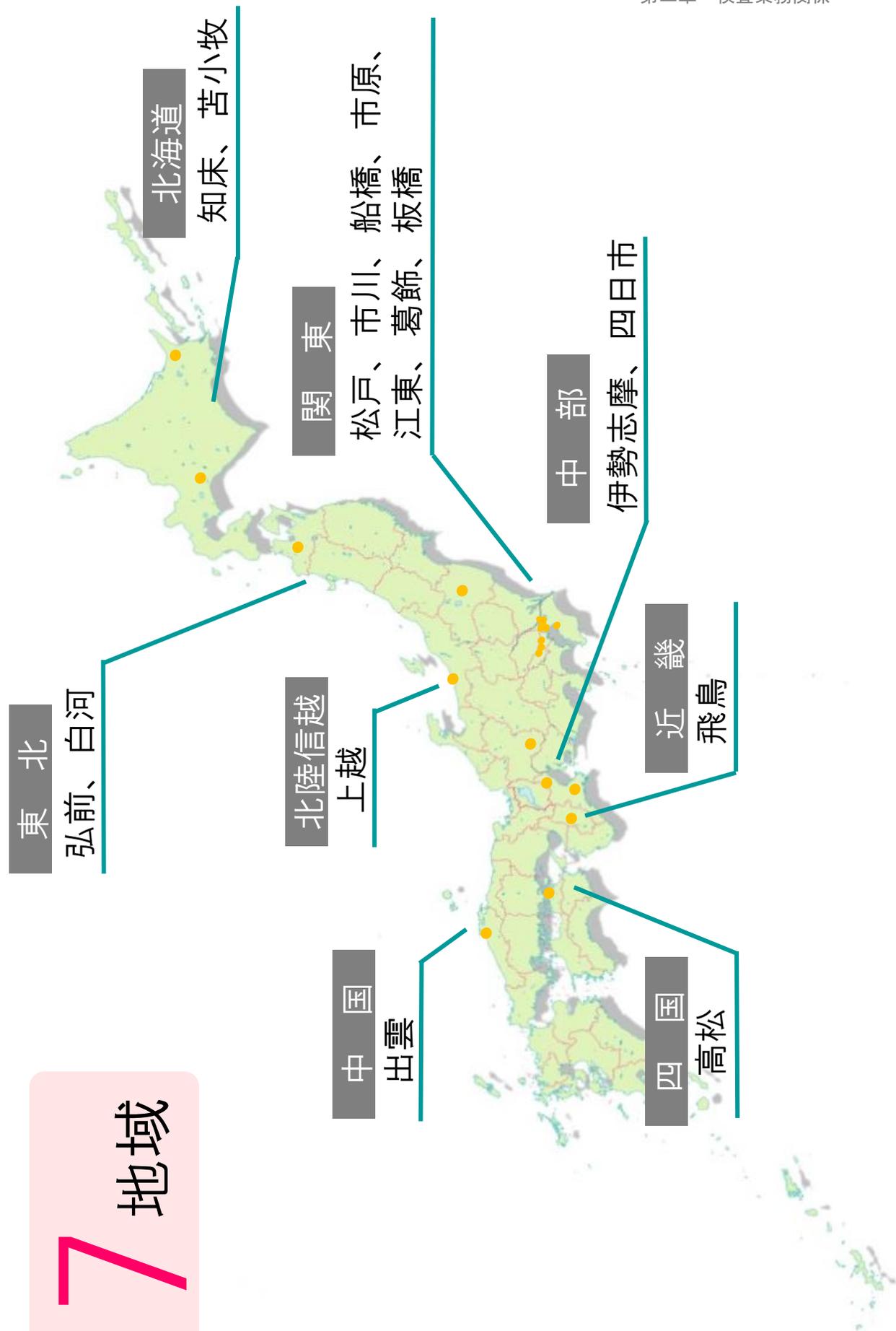
飛鳥（奈良県橿原市等）



＜朱雀＞

【地域名表示の追加】（令和2年5月頃交付開始予定）

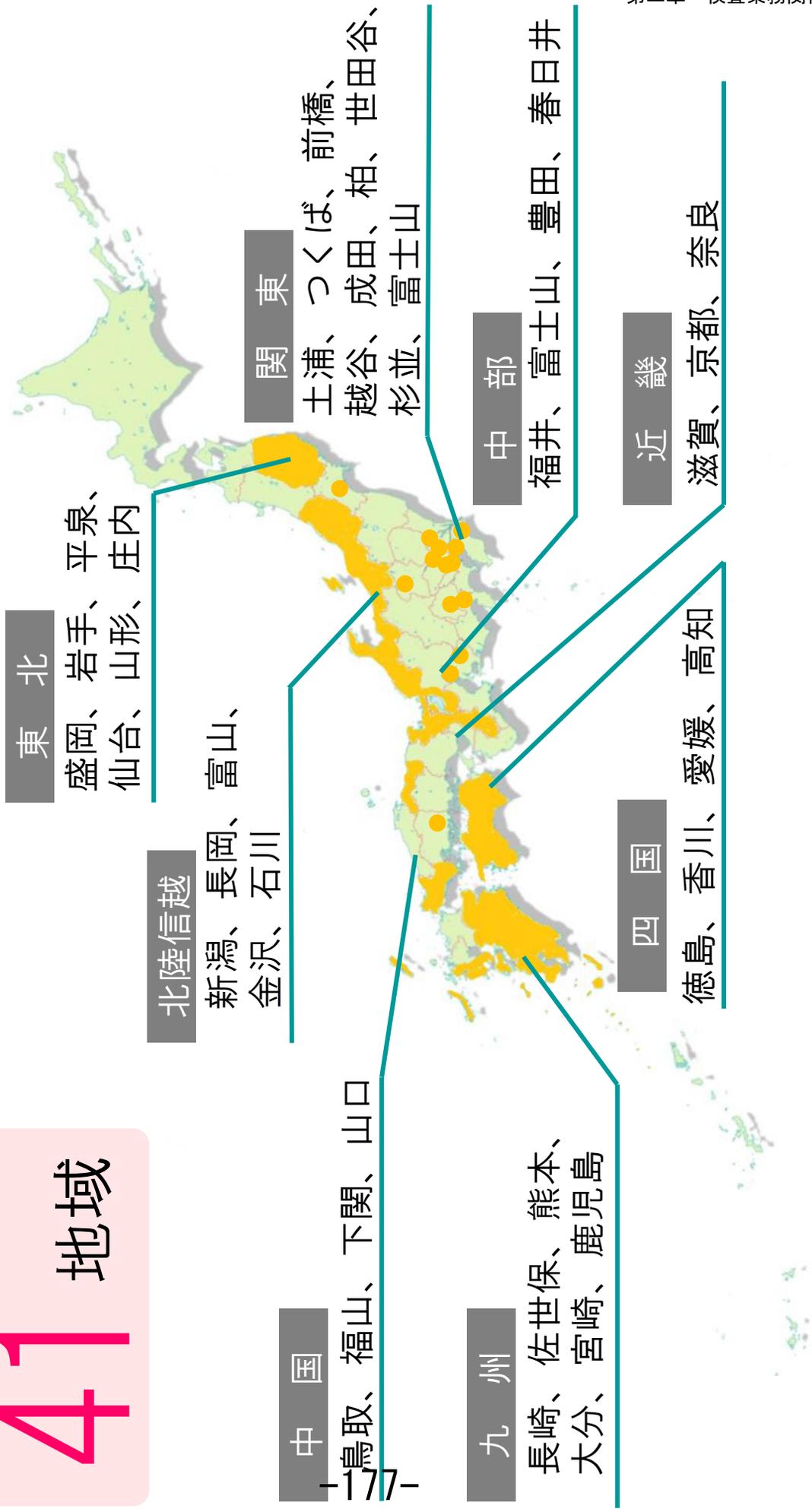
17 地域



新たな地域名表示による地方版図柄入りナンバープレートの導入地域

運輸局	導入申込予定地域 (ナンバー表示)	対象区域
北海道	知床	斜里郡(斜里町、清里町、小清水町)、野付郡(別海町)、標津郡(中標津町、標津町)、 目梨郡(羅臼町)
	苫小牧	苫小牧市
	弘前	弘前市、中津軽郡(西目屋村)
東北	白河	白河市、西白河郡(泉崎村、中島村、西郷村、矢吹町)
	松戸	松戸市
関東	市川	市川市
	船橋	船橋市
	市原	市原市
	江東	江東区
	葛飾	葛飾区
	板橋	板橋区
	上越	糸魚川市、妙高市、上越市
北陸信越	伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市、多気郡(明和町)、度会郡(度会町、玉城町、南伊勢町)
	四日市	四日市市
近畿	飛鳥	橿原市、磯城郡(三宅町、田原本町)、高市郡(高取町、明日香村)
中国	出雲	出雲市、仁多郡(奥出雲町)、飯石郡(飯南町)
四国	高松	高松市

41 地域



地方版図柄入りナンバープレートの種類

対象車種	登録自動車(家用)	登録自動車(事業用)	軽自動車(家用)
通常の ナンバー プレート			
図柄入り ナンバー プレート	寄付金付き 		
	寄付金なし 		

令和元年11月27日
自動車局
審査・リコール課

水深が床面を超えたら、もう危険！

－ 自動車が冠水した道路を走行する場合に発生する不具合について －

自動車が冠水した道路を走行する場合、水深が車両の床面を超えると、エンジン、電気装置等に不具合が発生するおそれがあります。また、水深がドアの高さの半分を超えると、ドアを内側からほぼ開けられなくなります。

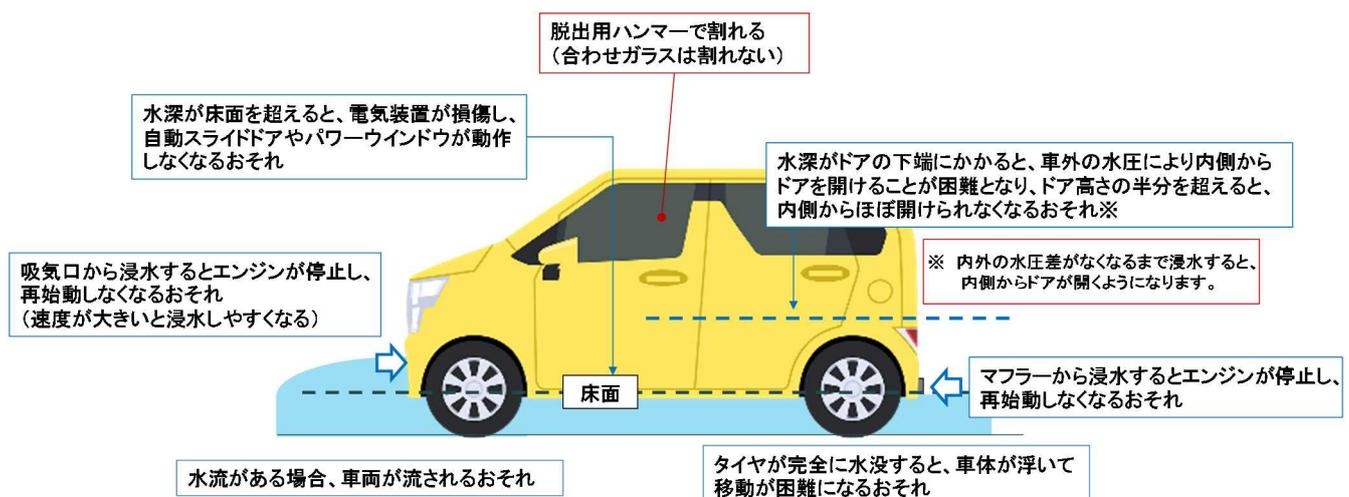
今年の台風 19 号等による大雨においては、自動車が水没する等により、運転者や同乗者が亡くなる事故が相次ぎました。

自動車は、エンジンやモーターで駆動し、電気装置により制御されているため、水深が車両の床面を超えて車内へ浸水すると、様々な不具合が発生するおそれがあり、最悪の場合、エンジンやモーターが停止して移動できなくなります。また、水深がドアの下端にかかると、車外の水圧により内側からドアを開けることが困難となり、ドア高さの半分を超えると、内側からほぼ開けられなくなります。

国土交通省では、国内乗用車メーカー8社に対して、自動車が冠水した道路を走行した場合に生じ得る不具合等について調査を行い、その結果を踏まえ、「自動車が冠水した道路を走行する場合に発生する不具合」を別紙のとおりまとめましたので、公表します。

※1 浸水による車両への影響については、車両形状や設計により異なります。

※2 一度浸水した車両は、運転可能であっても、電気装置等が損傷を受けているおそれがあるため、自動車整備工場等で点検整備を受けるようにしてください。



詳細については別紙をご参照ください。

【お問い合わせ先】

審査・リコール課 寺戸、村井(光)、村井(章)

代表:03-5253-8111 (内線:42352、42302)

直通:03-5253-8594、FAX:03-5253-1640

自動車冠水した道路を走行する場合に発生する不具合について

- ◆ 浸水による車両への影響については、車両形状や設計により異なります。特に、車高が低い車両では影響を受けやすいため、注意が必要です。
- ◆ 自動車は、水深が深い場所を走行できるように設計されていません。このため、大雨等の際には、早めの避難を心掛けることはもちろん、冠水した道路に安易に進入しないこと、冠水路で自動車が動かなくなった場合には早めに脱出することが重要です。

1. 自動車冠水した道路を走行する際に生じる不具合

- 水深が床面を超えると、車内に浸水して電気装置が故障するおそれや、マフラーから浸水してエンジンルームが損傷するおそれがあります。その結果、次のような不具合を生じるおそれがあります。

- 自動スライドドアやパワーウィンドウが動作しなくなる
- エンジンやモーターが停止し、再始動できなくなる

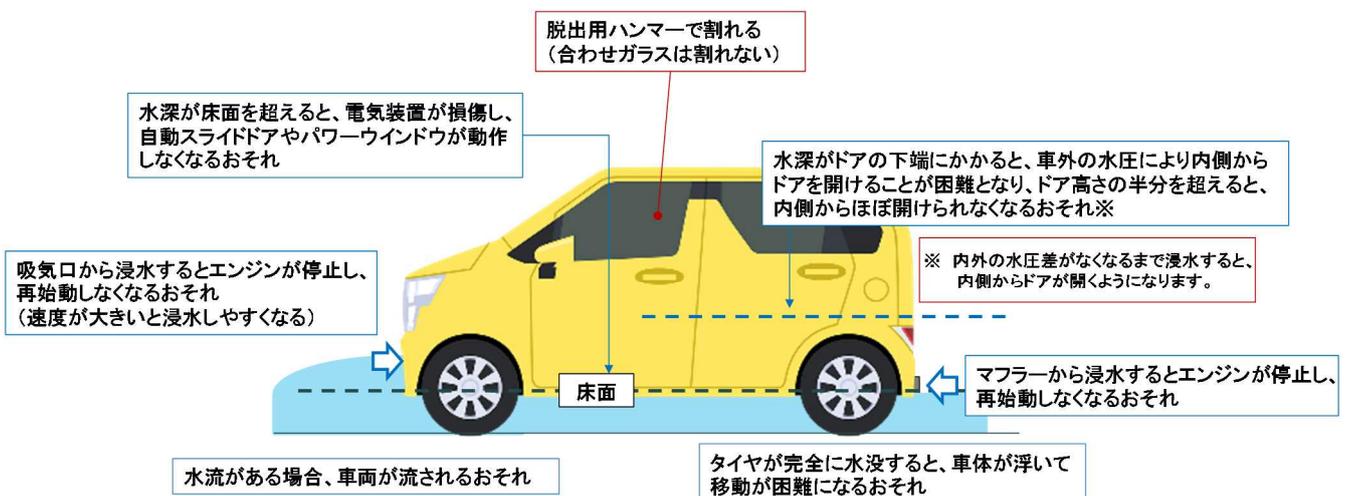
【注意！】 水深が床面以下であっても、走行速度が大きくなると、車両が巻き上げた水や生じた波により、吸気口からエンジンに浸水し、最悪の場合、エンジンが停止して動作しなくなるおそれがあります。また、電気自動車やハイブリッド車では、駆動用バッテリーに浸水すると、車両が停止するおそれがあります。

【注意！】 水流がある場合、車両が流されるおそれがあり、大変危険です。

- タイヤが完全に水没すると、車体が浮いて移動が困難になるおそれがあります。
- 水深がドアの下端にかかると、車外の水圧により内側からドアを開けることが困難となり、ドア高さの半分を超えると、内側からほぼ開けられなくなります。※1、※2

※1 内外の水の高さが同じになるまで浸水すると、内側からドアが開くようになります。

※2 自動車のガラスは、脱出用ハンマーで割ることができます。ただし、フロントガラス及び一部のドアガラス(各メーカーにご確認ください)は、合わせガラスのため割ることはできません。脱出用ハンマーは、新車購入時にオプション購入するか、自動車の販売店・用品店で購入可能です。



2. その他の注意事項

- 冠水した道路では、路面が見えづらくなります。水深や道路の端がわからない場所（アンダーパスなど）には進入しないようにしてください。
- 万が一、車両が水中に落ちてしまった場合には…。

まず落ちついて、シートベルトを外し、窓を開け、脱出します。シートベルトが外れない場合はシートベルトカッターなどで切断します。窓が開かない場合は、水面より上にあるドアガラスまたはリヤガラスを緊急脱出ハンマーなどで割って脱出します。万々に備えて緊急脱出ハンマー、シートベルトカッターなどを運転者の手が確実に届く場所に用意しておきましょう。ガラスが割れない場合は車内外の水圧差がなくなるまで浸水するのを待ち、ドアを開け、脱出します。

出典(一社)日本自動車工業会「安全すてきなカーライフ PASSPORT 2019-2020」P28

- 水が引いた後も、エンジンをかけないでください。また、発火するおそれがありますので、バッテリーの端子(マイナス側)を外してください。(ただし、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車は、高電圧のバッテリーを搭載していますので、自分で対処せず、自動車整備工場等にご相談ください。)
- 一度浸水した車両は、運転可能であっても、電気装置等が損傷を受けているおそれがあるため、自動車整備工場等で点検整備を受けるようにしてください。
- その他車両ごとの注意事項については、車両に備えられているオーナーズマニュアルをご覧ください。



脱出用ハンマー、シートベルトカッターの例



脱出用ハンマー、シートベルトカッターの使い方
(JAF ホームページより)

3. 参考資料

【参考1】(一社)日本自動車工業会「安全すてきなカーライフ PASSPORT 2019-2020」
<http://www.anzen-unten.com/home/carlife-all/carlife/carlife.pdf>

【参考2】(一社)日本自動車工業会「安全運転講座 浸水・冠水被害を受けた際の対処法」
<http://www.anzen-unten.com/home/a1/b1/trouble003.html>

【参考3】台風・水害発生時の避難行動 (JAF ホームページ)
<https://jaf.or.jp/common/attention/flood>

【参考4】クルマが冠水・浸水してしまったら？(JAF ホームページ)
<http://qa.jaf.or.jp/trouble/disaster/08.htm>



(JAF ホームページより)

【参考5】クルマが水没したときの対処と脱出方法とは？(JAF ホームページ)
<http://qa.jaf.or.jp/trouble/handling/06.htm>



(JAF ホームページより)

令和元年12月17日
自動車局
審査・リコール課

「衝突被害軽減ブレーキがあれば、安心」ではありません。

－ 衝突被害軽減ブレーキには機能の限界があり、状況によっては作動しません －

運転者が「衝突被害軽減ブレーキが作動する」と過信して事故に至ったのではないかと疑われるケースが増加しています。衝突被害軽減ブレーキには、機能の限界があり、故障していなくても、状況によっては、作動しません。衝突被害軽減ブレーキの作動の有無にかかわらず、安全運転の責任は運転者本人にあります。

- 衝突被害軽減ブレーキを搭載した自動車が普及していますが、運転者が「衝突被害軽減ブレーキが作動する」と過信して事故に至ったのではないかと疑われるケースが増加しています。

「衝突被害軽減ブレーキが作動する」と過信して事故に至ったと疑われる事案(乗用車)

平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年／令和元年
72 件	101 件	(80 件)(速報値)

(※1) 自動車メーカー、ユーザー、関係省庁等から得られた不具合情報に基づき自動車局作成

(※2) 令和元年度は1～9月までの9か月間の速報値

- 衝突被害軽減ブレーキには機能の限界があり、故障していなくても、状況によっては作動しないことがあります(別紙)。その結果、衝突に至った場合でも、安全運転の責任は運転者本人にあります。

(※3) 衝突被害軽減ブレーキは、「カメラ方式」「ミリ波レーダー方式」「赤外線レーザー方式」などがあり、車種やシステムにより作動条件に違いがあります。自動車に備えられた「オーナーズマニュアル」をご確認ください。

- 衝突被害軽減ブレーキは車両のカメラやレーダーにより周囲の状況を監視し、①衝突のおそれがある場合には衝突警報により運転者にブレーキ操作を促し、②それでも運転者がブレーキを操作せず、衝突を回避できないと判断される場合に、緊急的にブレーキを作動させる装置です。このため、

- ✓ ①衝突警報が頻繁に鳴る → **日頃から衝突リスクがある運転をしている**
- ✓ ②衝突被害軽減ブレーキが作動した → **衝突被害軽減ブレーキがなければ、衝突していた**

と認識し、ご自身の運転を省みることが大切です。

(※4) 衝突被害軽減ブレーキが作動すると、乗員に大きな力(減速 G)がかかります。

【お問い合わせ先】

審査・リコール課 寺戸、村井(光)、村井(章)

代表:03-5253-8111 (内線:42352、42302)

直通:03-5253-8594、FAX:03-5253-1640

1. 衝突被害軽減ブレーキが作動しない状況の例

- ・ メーカーが定める作動速度を超える場合
- ・ 暗闇、逆光等のためカメラにより対象物を認知できない場合
- ・ 人や自転車の急な飛び出し、クルマの急な割り込み
- ・ 雨・雪・霧などの悪天候
- ・ 運転者がアクセルペダルを強く踏み込んだ場合



(※) 衝突被害軽減ブレーキは、「カメラ方式」「ミリ波レーダー方式」「赤外線レーザー方式」などがあり、車種やシステムにより作動条件に違いがあります。自動車に備えられた「オーナーズマニュアル」をご確認ください。

○ 国土交通省「衝突被害軽減ブレーキは万能ではありません！」【動画】

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08_hh_002954.html



○ 衝突被害軽減ブレーキ Q&A (JAF ホームページ)

<https://jaf.or.jp/common/safety-drive/new-technology/asv/faq>

2. 衝突警報、衝突被害軽減ブレーキが作動したということは・・・

①衝突の可能性がある場合、衝突警報が鳴ります。②それでも運転者がブレーキを操作せず、衝突を回避できないと判断される場合、衝突被害軽減ブレーキが作動します。このため、

- ✓ ①衝突警報が頻繁に鳴る → **日頃から衝突リスクがある運転をしている**
- ✓ ②衝突被害軽減ブレーキが作動した → **衝突被害軽減ブレーキがなければ、衝突していた**

と認識し、ご自身の運転を省みることが大切です。



※衝突被害軽減ブレーキが作動すると、乗員に大きな力(減速G)がかかります。

令和元年12月25日
自動車局技術政策課

トレーラタイプの農作業機をけん引した農耕トラクタの 公道走行を可能にします。

～国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車を指定する件の制定等について～

トレーラタイプの農作業機をけん引した農耕トラクタの公道走行が可能となるよう、これまで車両としての位置付けが明確でなかった、トレーラタイプの農作業機を「農耕作業用トレーラ」として国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車に指定する等、所要の法令の整備を行います。

1. 背景

農業の生産性の向上の観点から、農耕トラクタが農作業機をけん引したままで公道を走行できるよう農業者から要請されています。また、「規制改革推進に関する第5次答申～平成から令和へ～多様化が切り拓く未来～」(令和元年6月6日規制改革推進会議)においても、安全性の確保を前提とした上で公道走行が可能となる枠組みを早急に行う必要性について取りまとめられました。これらを踏まえ、今般、以下の告示等の改正等を行います。

2. 改正告示・通達

- (1) 国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車を指定する件の制定
- (2) 「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について(依命通達)」(平成9年3月28日自技第35号)の一部改正
- (3) 「基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)」(平成9年9月19日自技第193号)の一部改正
- (4) 「道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示」(平成15年9月26日国土交通省告示第1320号)の一部改正

3. 改正概要(上記2.(1)～(4)に関し、それぞれ以下の改正等を行います。)

- (1) トレーラタイプの農作業機を「農耕作業用トレーラ」として、道路運送車両法施行規則別表第一における、国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車に指定します。
- (2) 農耕作業用トレーラの判断基準として構造要件を規定します。
- (3) 農耕トラクタ及び農耕作業用トレーラの基準緩和の取扱いを規定します。
- (4) 農耕トラクタが農耕作業用トレーラをけん引したままで、公道の走行が可能となるよう、制動装置等の基準について緩和できることとします。(詳細は別紙をご覧ください。)

4. 施行日

令和元年12月25日(各運輸局の基準緩和認定は来月を予定。)

なお、本年11月8日から12月7日までに実施したパブリックコメントの結果等につきましては、e-govのホームページにて公表しています。

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155190929&Mode=3>

＜お問い合わせ先＞ 自動車局技術政策課 吉池、市川
電話：03-5253-8111(内線42216、42259)
直通：03-5253-8590 FAX：03-5253-1639

農耕作業用トラクターの大臣指定等について（令和元年12月25日）

1. 農耕作業用トラクターに適用される関係法令等について

(1) 自動車の種別

- ・ トレーラタイプの農作業機を「農耕作業用トラクター」とし、道路運送車両法施行規則表第一において国土交通大臣が指定する農耕作業用自動車に指定した。これにより、自動車の種別は大型特殊自動車又は小型特殊自動車とされる。

(2) 農耕作業用トラクターの判断基準

- ・ 農耕トラクタのみによりけん引され、農地における肥料・薬剤等散布、耕うん、収穫等の農耕作業や農業機械等の運搬作業を行うために必要な構造を有する被けん引自動車とした。

(3) 適用される保安基準

- ・ 大型特殊自動車又は小型特殊自動車の保安基準が適用される。

① (4) 保安基準緩和について

- ・ (3)のうち、適用することが困難とされる基準については、使用者に対する条件又は制限を付した上で、緩和が可能となるよう措置する。

トレーラタイプ農作業機の例

マニウスプレッダ
(堆肥散布機)

※(株)デリカHPより引用

スプレーヤ
(薬剤散布機)

※(株)やまびこHPより引用

2. 保安基準緩和の主な内容について

保安基準	緩和を可能とする内容	使用者に対する条件又は制限
幅	2.5メートルの基準	車体後面等に幅を表示すること、外側表示板を設置すること、道路管理者からの通行許可証を取得すること等
安定性	被けん引自動車の30(35)度の基準	運行速度の制限、車体後面等に制限速度を表示すること等
制動装置	被けん引自動車の制動装置の基準	運行速度の制限、車体後面等に制限速度を表示すること等
灯火器等	長さ4.7m幅1.7m高さ2.0m最高速度15km/h以下の小型特殊自動車である農耕トラクタにけん引される農耕作業用トラクターの灯火器装備の基準	関係法令を遵守すること等 (保安基準により前部反射器(白色)、後部反射器(赤色正立三角形)、方向指示器が必要)

令和 2 年 1 月 28 日
自動車局審査・リコール課
整備課

タカタ製エアバッグのリコール未改修車両を車検で通さない措置の拡大について

国土交通省では、タカタ製エアバッグのリコール改修を促進するため、未改修車両を車検で通さない措置の対象車両を令和 2 年 5 月 1 日より順次拡大します。

1. 背景

タカタ製エアバッグについては、異常破裂し、金属片が飛散する不具合が発生しているため、平成 21 年以降、総台数 2,106 万台（令和元年 11 月末時点）のリコールを実施しております。

加えて、これらのリコール対象車のうち、特に異常破裂する危険性の高い車両であって未改修のものを対象に平成 30 年 5 月 1 日より、車検で通さない措置を講じております。

その対象は、①エアバッグの製造管理が不適切であったもの又は②国内で異常破裂したエアバッグと同じタイプであって生産から 9 年以上経過したものを搭載した車両としております。

今般、当該措置の開始から時間の経過とともに、国内で異常破裂したエアバッグと同じタイプを搭載した車両について、新たに生産から 9 年以上経過したものがあること等から、これらを、順次、車検で通さない措置の対象と致します。

2. 措置の概要

施行日までにユーザーに対して改修の必要性について周知している、平成 30 年 4 月以前にリコール届出されているものであって、次の未改修車を対象範囲として、令和 2 年 5 月 1 日より車検を通さないこととします（令和元年 11 月末時点で対象台数約 24 万台）。

- ①エアバッグの製造管理が不適切であったもの
- ②国内で異常破裂したエアバッグと同じタイプを搭載し、平成 25 年 4 月 1 日より前に製作された自動車（＝生産から 9 年以上経過したエアバッグを搭載した自動車）

以降、上記と同様の考え方で未改修車両を自動的に車検停止の対象とします（令和元年 11 月末時点で対象台数約 26 万台）（別紙 1 参照）。

なお、現時点で対象としない未改修車両についても、不具合事例を収集し、危険性が高いと判断した場合には対象に追加します。

【お問い合わせ先】

自動車局審査・リコール課 多田、片山
代表:03-5253-8111（内線:42363）、直通:03-5253-8597
FAX:03-5253-1640

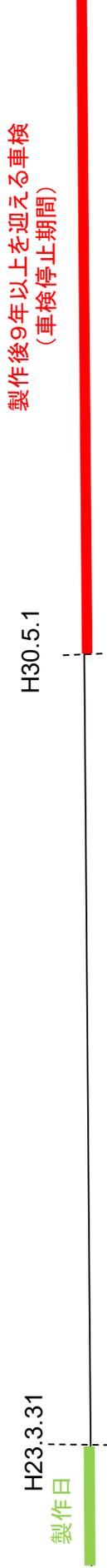
タカタ製エアバッグリコールの車検で通さない措置について

➤ 現在の措置

* 国内で異常破裂が発生したインフラータはすべて製造から9年以上経過している

【基本的考え方】

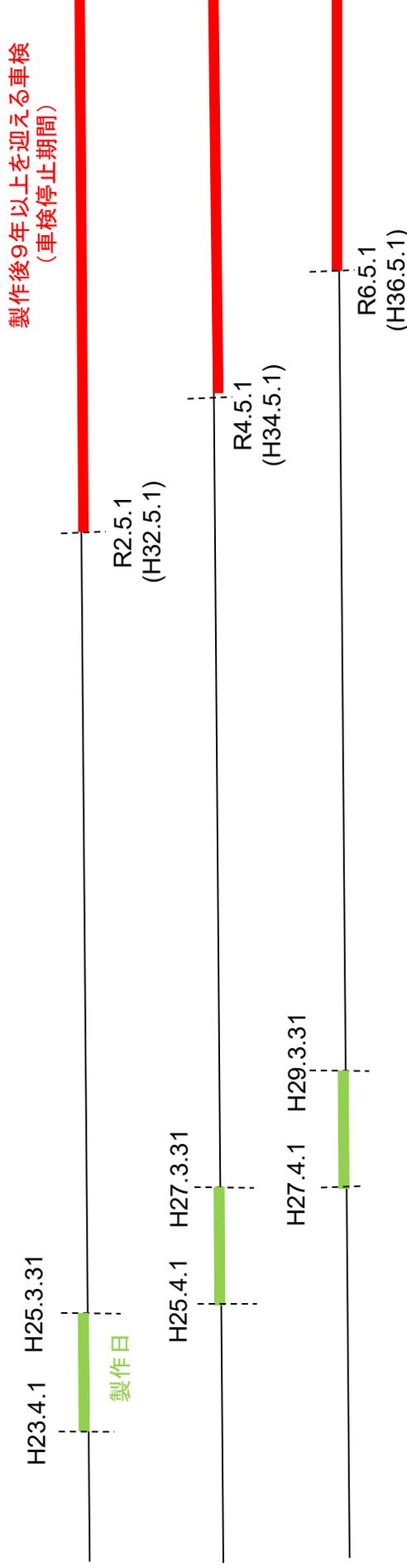
○ H23.4.1より前に製作された自動車を初度登録日に係わらず、製作後9年*以上を迎える初めての車検で止める。



1※
88

の期間に製作された自動車は、どの時点で登録されても製作後9年以上を迎える 〰 の車検期間で止める。

➤ 今回の措置(製作から9年を超える毎に自動的に車検停止の対象とする)



別紙2

現行の対象範囲【平成30年5月より施行】

施行日までにユーザーに対して改修の必要性について周知している、平成 28 年 4 月以前にリコール届出されているものであって、次の未改修車を対象範囲として、平成 30 年 5 月 1 日より車検を通さないこととします。

- ① エアバッグの製造管理が不適切であったもの
- ② 国内で異常破裂したエアバッグと同じタイプを搭載し、平成 23 年 4 月 1 日より前に製作された自動車(=生産から 9 年以上経過したエアバッグを搭載した自動車)

[いすゞ自動車株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
コモ	平成 13 年 6 月 ～ 平成 20 年 12 月

[株式会社 SUBARU]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
レガシィ	平成 15 年 4 月 ～ 平成 16 年 2 月
インプレッサ	平成 16 年 1 月 ～ 平成 19 年 4 月

[ダイハツ工業株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
ミラ	平成 14 年 12 月 ～ 平成 19 年 11 月
エッセ	平成 17 年 11 月 ～ 平成 23 年 3 月
ハイゼット	平成 16 年 11 月 ～ 平成 22 年 5 月
ハイゼット デッキバン	平成 17 年 1 月 ～ 平成 19 年 11 月

[トヨタ自動車株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
アベンシス／アベンシスワゴン	平成 15 年 9 月 ～ 平成 20 年 5 月
アルファード G/V/ハイブリッド	平成 14 年 5 月 ～ 平成 20 年 3 月
アレックス	平成 12 年 11 月 ～ 平成 18 年 10 月
イプサム	平成 13 年 4 月 ～ 平成 20 年 12 月
ヴィッツ	平成 14 年 12 月 ～ 平成 20 年 12 月
ヴェロッサ	平成 12 年 11 月 ～ 平成 16 年 10 月
ヴォクシー	平成 13 年 11 月 ～ 平成 19 年 5 月
ヴォルツ	平成 14 年 5 月 ～ 平成 16 年 3 月
オーハ ^o	平成 14 年 5 月 ～ 平成 17 年 4 月
ガイア	平成 13 年 4 月 ～ 平成 16 年 8 月
カローラ	平成 12 年 7 月 ～ 平成 18 年 10 月
カローラフィールダー	平成 12 年 7 月 ～ 平成 18 年 9 月

カローラランクス	平成 12 年 8 月 ~ 平成 18 年 10 月
サクシード	平成 14 年 6 月 ~ 平成 20 年 12 月
ソアラ	平成 13 年 4 月 ~ 平成 17 年 7 月
ノア	平成 13 年 11 月 ~ 平成 19 年 5 月
ブレビス	平成 13 年 5 月 ~ 平成 19 年 6 月
プロボックス	平成 14 年 6 月 ~ 平成 20 年 12 月
ベルタ	平成 17 年 11 月 ~ 平成 20 年 12 月
マークⅡ	平成 12 年 9 月 ~ 平成 16 年 10 月
マークⅡブリット	平成 13 年 12 月 ~ 平成 19 年 6 月
RAV4 J/L	平成 15 年 7 月 ~ 平成 17 年 10 月
WiLL サイファ	平成 14 年 9 月 ~ 平成 17 年 7 月
WiLL VS	平成 13 年 4 月 ~ 平成 16 年 4 月

[レクサス(トヨタ自動車株式会社)]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
SC430	平成 17 年 8 月 ~ 平成 19 年 12 月

[日産自動車株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
キューブ(Z10型)	平成 12 年 8 月 ~ 平成 14 年 8 月
セフィーロ	平成 13 年 1 月 ~ 平成 14 年 12 月
リバティ	平成 13 年 4 月 ~ 平成 16 年 10 月
ブルーバードシルフィ	平成 13 年 4 月 ~ 平成 17 年 12 月
キャラバン	平成 13 年 5 月 ~ 平成 20 年 12 月
エクストレイル	平成 12 年 10 月 ~ 平成 19 年 6 月
ティアナ	平成 14 年 11 月 ~ 平成 20 年 12 月
ダットサン	平成 13 年 7 月 ~ 平成 14 年 8 月
サファリ	平成 14 年 1 月 ~ 平成 19 年 6 月
プレサージュ	平成 15 年 7 月 ~ 平成 20 年 12 月
フーガ	平成 16 年 10 月 ~ 平成 20 年 12 月
キューブ(Z12型)	平成 20 年 11 月 ~ 平成 24 年 2 月
マーチ	平成 22 年 6 月 ~ 平成 24 年 3 月
パネット	平成 16 年 3 月 ~ 平成 23 年 3 月

[ビー・エム・ダブリュー株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
316ti	平成 14 年 1 月 ~ 平成 14 年 11 月
318ti	
318i	平成 13 年 12 月 ~ 平成 14 年 11 月
318Ci	平成 14 年 2 月 ~ 平成 14 年 12 月
318i ツーリング	平成 14 年 1 月 ~ 平成 14 年 12 月

320i	平成 14 年 1 月 ~ 平成 15 年 2 月
325i	平成 14 年 1 月 ~ 平成 14 年 11 月
330i	平成 14 年 1 月 ~ 平成 14 年 12 月
330Ci	平成 14 年 2 月 ~ 平成 14 年 12 月
330Ci カプリオレ	平成 13 年 10 月 ~ 平成 14 年 12 月
M3	平成 14 年 2 月 ~ 平成 14 年 12 月

[本田技研工業株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
アコード	平成 14 年 10 月 ~ 平成 20 年 3 月
アコードワゴン	平成 14 年 10 月 ~ 平成 19 年 8 月
インサイト	平成 21 年 1 月 ~ 平成 23 年 3 月
エアウェイブ	平成 17 年 3 月 ~ 平成 22 年 8 月
エディックス	平成 16 年 6 月 ~ 平成 21 年 8 月
エリシオン	平成 16 年 4 月 ~ 平成 23 年 3 月
エリシオン プレステージ	
クロスロード	平成 19 年 2 月 ~ 平成 22 年 8 月
ザッツ	平成 14 年 1 月 ~ 平成 19 年 6 月
シビック	平成 17 年 8 月 ~ 平成 22 年 8 月
シビック ハイブリッド	平成 13 年 11 月 ~ 平成 22 年 12 月
シビック フェリオ	平成 12 年 8 月 ~ 平成 17 年 7 月
ステップワゴン	平成 17 年 5 月 ~ 平成 21 年 9 月
ステップワゴン スパーダ	
ストリーム	平成 12 年 8 月 ~ 平成 23 年 3 月
ゼスト/ゼスト スパーク	平成 18 年 2 月 ~ 平成 23 年 3 月
パートナー	平成 18 年 3 月 ~ 平成 22 年 1 月
フィット	平成 13 年 6 月 ~ 平成 23 年 3 月
フィット シャトル	
フリード	平成 20 年 5 月 ~ 平成 20 年 12 月
モビリオ	平成 13 年 11 月 ~ 平成 20 年 4 月
モビリオ スパイク	平成 14 年 9 月 ~ 平成 20 年 4 月
レジェンド	平成 16 年 9 月 ~ 平成 23 年 2 月
CR-V	平成 13 年 9 月 ~ 平成 23 年 2 月
FCXクラリティ	平成 20 年 5 月 ~ 平成 22 年 8 月

[HONDA OF AMERICA MFG.,INC.(本田技研工業株式会社)]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
インスパイア/セイバー	平成 13 年 3 月 ~ 平成 14 年 11 月
エレメント	平成 15 年 4 月 ~ 平成 17 年 6 月
シビック GX	平成 13 年 2 月 ~ 平成 16 年 3 月

[HONDA AUTOMOBILE(THAILAND)CO.,LTD.(本田技研工業株式会社)]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
フィット アリア	平成 14 年 11 月 ～ 平成 20 年 6 月

[HONDA CANADA INC.(本田技研工業株式会社)]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
ラグレイト	平成 13 年 10 月 ～ 平成 15 年 10 月
MDX	平成 15 年 2 月 ～ 平成 17 年 12 月

[マツダ株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
アテンザ	平成 14 年 3 月 ～ 平成 19 年 11 月
RX-8	平成 15 年 2 月 ～ 平成 15 年 6 月
ボンゴ	平成 16 年 3 月 ～ 平成 23 年 3 月
ボンゴブローニイ	平成 16 年 3 月 ～ 平成 22 年 7 月
タイタン	平成 16 年 2 月 ～ 平成 22 年 7 月

[三菱自動車工業株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
ランサー	平成 15 年 12 月 ～ 平成 20 年 12 月
アイ	平成 17 年 12 月 ～ 平成 20 年 12 月
トライトン	平成 18 年 8 月 ～ 平成 22 年 4 月
デリカ(商用車)	平成 16 年 3 月 ～ 平成 23 年 3 月

今回追加となる対象範囲【令和2年5月より施行】

施行日までにユーザーに対して改修の必要性について周知している、平成30年4月以前にリコール届出されているものであって、次の未改修車を対象範囲として、令和2年5月1日より車検を通さないこととします。

- ① エアバッグの製造管理が不適切であったもの
- ② 国内で異常破裂したエアバッグと同じタイプを搭載し、平成25年4月1日より前に製作された自動車(=生産から9年以上経過したエアバッグを搭載した自動車)

[アウディジャパン株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
A3	平成17年5月 ～ 平成25年2月
A4	平成16年11月 ～ 平成20年4月
A5	平成21年6月 ～ 平成23年11月
A6	平成16年6月 ～ 平成23年5月
S4	平成16年12月 ～ 平成20年3月
S5	平成22年6月 ～ 平成23年10月
S6	平成18年6月 ～ 平成22年3月
Q5	平成21年2月 ～ 平成24年8月
RS4	平成18年6月 ～ 平成20年5月
RS6	平成20年6月 ～ 平成22年6月

[いすゞ自動車株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
コモ	平成13年6月 ～ 平成24年5月

[ダイハツ工業株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
エッセ	平成23年4月 ～ 平成23年8月

[トヨタ自動車株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
アルファード / ヴェルファイア	平成20年4月 ～ 平成25年3月
イプサム	平成13年8月 ～ 平成21年12月
ヴィッツ	平成14年12月 ～ 平成22年12月
オーリス	平成18年10月 ～ 平成24年7月
ガイア	平成13年8月
カローラ	平成12年8月 ～ 平成12年12月
カローラアクシオ	平成18年9月 ～ 平成24年4月

カローラフィールダー	平成 12 年 8 月 ~ 平成 24 年 4 月
カローラランクス	平成 12 年 8 月 ~ 平成 13 年 4 月
カローラルミオン	平成 19 年 9 月 ~ 平成 25 年 3 月
ノア/ヴォクシー	平成 19 年 6 月 ~ 平成 25 年 3 月
ブレイド	平成 18 年 12 月 ~ 平成 24 年 4 月
ブレビス	平成 13 年 8 月
プロボックス/サクシード	平成 21 年 1 月 ~ 平成 25 年 3 月
ベルタ	平成 21 年 1 月 ~ 平成 24 年 6 月
マークII	平成 12 年 10 月 ~ 平成 13 年 2 月
RAV4 J/L	平成 15 年 7 月 ~ 平成 15 年 8 月

[日産自動車株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
キューブ(Z10型)	平成 12 年 8 月 ~ 平成 14 年 8 月
セフィーロ	平成 13 年 1 月 ~ 平成 14 年 12 月
リバティ	平成 13 年 4 月 ~ 平成 16 年 10 月
ブルーバードシルフィ	平成 13 年 5 月 ~ 平成 17 年 12 月
キャラバン	平成 13 年 5 月 ~ 平成 24 年 6 月
エクストレイル	平成 12 年 10 月 ~ 平成 19 年 6 月
ティアナ	平成 14 年 12 月 ~ 平成 20 年 11 月
ダットサン	平成 13 年 7 月 ~ 平成 14 年 8 月
サファリ	平成 14 年 1 月 ~ 平成 19 年 6 月
プレサージュ	平成 15 年 7 月 ~ 平成 21 年 8 月
フーガ	平成 16 年 10 月 ~ 平成 21 年 10 月
バネット	平成 22 年 8 月 ~ 平成 25 年 3 月
オッティ	平成 18 年 9 月 ~ 平成 25 年 3 月
キックス	平成 20 年 9 月 ~ 平成 24 年 6 月

[ビー・エム・ダブリュー株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
M6 ケーハ°	平成 24 年 7 月 ~ 平成 25 年 3 月
M6 カプリオレ	平成 24 年 2 月 ~ 平成 25 年 1 月
M6 グランケーハ°	平成 25 年 2 月

[プジョー・シトロエン・ジャポン株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
C3	平成 22 年 3 月 ~ 平成 25 年 3 月
C4	平成 23 年 5 月 ~ 平成 25 年 3 月
DS3	平成 22 年 3 月 ~ 平成 25 年 3 月
DS4	平成 23 年 6 月 ~ 平成 25 年 3 月
DS5	平成 24 年 6 月 ~ 平成 25 年 3 月

[フォルクスワーゲングループジャパン株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
VW up! 1.0 / 55kW	平成 24 年 6 月 ~ 平成 25 年 3 月
VW ポロ 1.4	平成 19 年 2 月 ~ 平成 19 年 8 月
VW ポロ 1.6	平成 19 年 2 月 ~ 平成 21 年 3 月
VW ポロ 1.4 / 55kW	平成 19 年 8 月 ~ 平成 19 年 9 月
VW ポロ 1.4 / 63kW	平成 21 年 10 月 ~ 平成 22 年 5 月
VW ポロ 1.2 / 77kW	平成 22 年 5 月 ~ 平成 25 年 3 月
VW クロスポロ 1.2 / 77kW	平成 22 年 6 月 ~ 平成 25 年 3 月
VW ゴルフ 1.4 / 90kW	平成 21 年 3 月 ~ 平成 25 年 1 月
VW ゴルフ 1.4 / 118kW	平成 21 年 3 月 ~ 平成 25 年 1 月
VW ゴルフ カブリオレ 1.4 / 118kW	平成 23 年 9 月 ~ 平成 24 年 11 月
VW パサート セダン 1.4T	平成 23 年 3 月 ~ 平成 25 年 3 月
VW パサート ヴァリアント 1.4T	平成 23 年 2 月 ~ 平成 25 年 3 月
VW パサート ヴァリアント 1.8T	平成 22 年 1 月 ~ 平成 22 年 8 月
VW パサート オールトラック	平成 24 年 4 月 ~ 平成 24 年 11 月
VW CC 1.8T	平成 24 年 5 月 ~ 平成 25 年 1 月
VW パサート CC 2.0T	平成 20 年 8 月 ~ 平成 23 年 8 月
VW パサート CC 3.6 V6 4M	平成 20 年 8 月 ~ 平成 23 年 11 月
VW シャラン 1.4 / 110kW	平成 23 年 2 月 ~ 平成 25 年 3 月

[本田技研工業株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
アコード	平成 20 年 10 月 ~ 平成 25 年 3 月
インサイト	平成 21 年 1 月 ~ 平成 25 年 3 月
インスパイア	平成 19 年 11 月 ~ 平成 24 年 7 月
エリシオン	平成 16 年 4 月 ~ 平成 25 年 3 月
エリシオン プレステージ	
オデッセイ	平成 15 年 10 月 ~ 平成 20 年 9 月
シビック	平成 17 年 9 月 ~ 平成 22 年 8 月
シビック ハイブリッド	平成 17 年 9 月 ~ 平成 22 年 11 月
シビック フェリオ	平成 12 年 8 月 ~ 平成 12 年 11 月
ストリーム	平成 12 年 10 月 ~ 平成 25 年 2 月
ゼスト/ゼスト スパーク	平成 23 年 5 月 ~ 平成 24 年 6 月
フィット	平成 13 年 8 月 ~ 平成 25 年 3 月
フィット シャトル	
フリード	平成 21 年 1 月 ~ 平成 25 年 3 月
レジェンド	平成 16 年 9 月 ~ 平成 24 年 6 月
CR-V	平成 21 年 1 月 ~ 平成 23 年 9 月

[HONDA CANADA INC.(本田技研工業株式会社)]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
MDX	平成 15 年 9 月 ～ 平成 18 年 1 月

[マツダ株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
デミオ	平成 19 年 5 月 ～ 平成 25 年 3 月
ボンゴ	平成 22 年 8 月 ～ 平成 25 年 3 月

[三菱自動車工業株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
アイ	平成 17 年 12 月 ～ 平成 25 年 3 月
デリカ(商用車)	平成 22 年 8 月 ～ 平成 23 年 8 月
デリカ D:5	平成 19 年 1 月 ～ 平成 25 年 3 月
トッポ	平成 18 年 8 月 ～ 平成 25 年 3 月
ランサー	平成 15 年 12 月 ～ 平成 21 年 8 月
トライトン	平成 18 年 8 月 ～ 平成 22 年 4 月
パジェロ	平成 18 年 8 月 ～ 平成 25 年 3 月
パジェロミニ	平成 20 年 8 月 ～ 平成 24 年 6 月
eK-WAGON・eK-SPORT	平成 18 年 7 月 ～ 平成 25 年 3 月
i-MiEV	平成 21 年 7 月 ～ 平成 25 年 3 月

[メルセデス・ベンツ日本株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
ピアノ/V350	平成 18 年 3 月 ～ 平成 25 年 3 月

今回追加となる対象範囲【令和4年5月より施行】

施行日までにユーザーに対して改修の必要性について周知している、令和2年4月以前にリコール届出されているものであって、次の未改修車を対象範囲として、令和4年5月1日より車検を通さないこととします。

- ① エアバッグの製造管理が不適切であったもの
- ② 国内で異常破裂したエアバッグと同じタイプを搭載し、平成27年4月1日より前に製作された自動車（＝生産から9年以上経過したエアバッグを搭載した自動車）

[ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
ディスカバリースポーツ	平成26年9月 ～ 平成27年3月

[トヨタ自動車株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
アベンシス／アベンシスワゴン	平成15年9月 ～ 平成20年10月
アルファード G／V／ハイブリッド	平成14年5月 ～ 平成15年12月
アルファード /ヴェルファイア	平成25年4月 ～ 平成26年12月
アレックス	平成12年11月 ～ 平成15年12月
イプサム	平成13年4月 ～ 平成15年12月
ヴェロツサ	平成12年11月 ～ 平成15年12月
オーハ ^o	平成14年5月 ～ 平成16年4月
ガイア	平成15年1月 ～ 平成15年12月
カローラ	平成12年11月 ～ 平成15年12月
カローラフィールダー	平成12年11月 ～ 平成15年12月
カローラランクス	平成12年11月 ～ 平成15年12月
カローラルミオン	平成25年4月 ～ 平成27年3月
ソアラ	平成13年4月 ～ 平成17年7月
ノア／ヴォクシー	平成13年11月 ～ 平成25年12月
ブレビス	平成13年4月 ～ 平成15年12月
プロボックス／サクシード	平成14年6月 ～ 平成26年8月
マークII	平成12年11月 ～ 平成15年12月
マークIIブリット	平成13年12月 ～ 平成15年12月
WiLL サイファ	平成14年9月 ～ 平成15年12月
WiLL VS	平成13年4月 ～ 平成15年12月

[レクサス(トヨタ自動車株式会社)]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
IS F	平成26年1月 ～ 平成26年7月
IS 250C	平成26年1月 ～ 平成26年8月

SC 430	平成 17 年 8 月 ～ 平成 22 年 7 月
--------	---------------------------

[日産自動車株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
バネット	平成 25 年 4 月 ～ 平成 27 年 3 月
オッティ	平成 25 年 4 月

[ビー・エム・ダブリュー株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
116i	平成 26 年 3 月 ～ 平成 27 年 2 月
118i	平成 27 年 2 月 ～ 平成 27 年 3 月
120i	平成 26 年 5 月 ～ 平成 27 年 3 月
M135i	平成 26 年 3 月 ～ 平成 27 年 3 月
220i	平成 26 年 1 月 ～ 平成 27 年 3 月
M235i	平成 25 年 11 月 ～ 平成 27 年 3 月
218i Active Tourer	平成 26 年 8 月 ～ 平成 27 年 3 月
218d Active Tourer	平成 27 年 2 月 ～ 平成 27 年 3 月
225i xDr. A.T.	平成 26 年 11 月 ～ 平成 27 年 2 月
218i Gran Tourer	平成 27 年 3 月
218d Gran Tourer	平成 27 年 2 月 ～ 平成 27 年 3 月
320i	平成 24 年 7 月 ～ 平成 27 年 3 月
320d	平成 24 年 6 月 ～ 平成 27 年 3 月
328i	平成 24 年 6 月 ～ 平成 27 年 3 月
335i	平成 25 年 3 月 ～ 平成 26 年 11 月
ActiveHybrid 3	平成 24 年 6 月 ～ 平成 26 年 12 月
320i グランツーリスモ	平成 25 年 6 月 ～ 平成 27 年 3 月
328i グランツーリスモ	平成 25 年 7 月 ～ 平成 25 年 12 月
335i グランツーリスモ	平成 25 年 8 月 ～ 平成 26 年 7 月
420i	平成 25 年 11 月 ～ 平成 27 年 3 月
428i	平成 25 年 6 月 ～ 平成 26 年 12 月
435i	平成 25 年 6 月 ～ 平成 27 年 2 月
420i グランクーペ	平成 26 年 3 月 ～ 平成 27 年 3 月
428i グランクーペ	平成 26 年 3 月 ～ 平成 27 年 2 月
435i グランクーペ	平成 26 年 3 月 ～ 平成 27 年 3 月
523i	平成 25 年 7 月 ～ 平成 27 年 3 月
523d	平成 25 年 7 月 ～ 平成 27 年 3 月
528i	平成 25 年 7 月 ～ 平成 27 年 3 月
535i	平成 25 年 8 月 ～ 平成 27 年 1 月
ActiveHybrid 5	平成 25 年 7 月 ～ 平成 26 年 10 月
523i ツーリング	平成 25 年 6 月 ～ 平成 27 年 3 月
523d ツーリング	平成 25 年 7 月 ～ 平成 27 年 3 月
528i ツーリング	平成 25 年 7 月 ～ 平成 27 年 2 月

535i ツーリング	平成 25 年 7 月 ~ 平成 27 年 1 月
550i ツーリング	平成 25 年 7 月
528i グランツーリスモ	平成 25 年 8 月
640i クーペ	平成 25 年 7 月 ~ 平成 27 年 3 月
650i クーペ	平成 26 年 11 月 ~ 平成 27 年 3 月
640i カブリオレ	平成 26 年 1 月 ~ 平成 27 年 2 月
650i カブリオレ	平成 25 年 7 月 ~ 平成 27 年 3 月
640i グラン クーペ	平成 25 年 7 月 ~ 平成 27 年 3 月
650i グラン クーペ	平成 25 年 7 月 ~ 平成 26 年 10 月
X5 xDrive 35i	平成 25 年 11 月 ~ 平成 27 年 2 月
X5 xDrive 35d	平成 25 年 7 月 ~ 平成 27 年 3 月
X5 xDrive 50i	平成 25 年 9 月 ~ 平成 27 年 2 月
X6 xDrive 35i	平成 26 年 12 月 ~ 平成 27 年 3 月
X6 xDrive 50i	平成 26 年 10 月 ~ 平成 27 年 1 月
M3	平成 26 年 3 月 ~ 平成 27 年 2 月
M4	平成 26 年 3 月 ~ 平成 27 年 3 月
M5	平成 25 年 7 月 ~ 平成 26 年 11 月
M6 クーペ	平成 25 年 5 月
M6 カブリオレ	平成 25 年 4 月 ~ 平成 26 年 5 月
M6 グランクーペ	平成 25 年 4 月 ~ 平成 26 年 6 月
X5M	平成 27 年 2 月

[プジョー・シトロエン・ジャポン株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
C3	平成 25 年 4 月 ~ 平成 27 年 3 月
C4	平成 25 年 4 月 ~ 平成 26 年 10 月
DS3	平成 25 年 4 月 ~ 平成 27 年 3 月
DS4	平成 25 年 4 月 ~ 平成 27 年 3 月
DS5	平成 25 年 4 月 ~ 平成 26 年 11 月

[フォルクスワーゲングループジャパン株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
VW up! 1.0 / 55kW	平成 25 年 4 月 ~ 平成 27 年 3 月
VW ホロ 1.2 / 77kW	平成 25 年 4 月 ~ 平成 26 年 5 月
VW ホロ 1.4	平成 19 年 2 月 ~ 平成 19 年 5 月
VW ホロ 1.6	平成 19 年 2 月 ~ 平成 19 年 5 月
VW クロスホロ 1.2 / 77kW	平成 25 年 4 月 ~ 平成 26 年 4 月
VW ゴルフ カブリオレ 1.4 / 118kW	平成 25 年 5 月 ~ 平成 26 年 2 月
VW パサート セダン 1.4T	平成 25 年 4 月 ~ 平成 26 年 11 月
VW パサート ウェリアント 1.4T	平成 25 年 4 月 ~ 平成 26 年 6 月
VW パサート オールトラック	平成 25 年 5 月 ~ 平成 27 年 1 月
VW CC 1.8T	平成 25 年 5 月 ~ 平成 27 年 3 月

VW ティグアン 1.4	平成 26 年 12 月 ~ 平成 27 年 3 月
VW ティグアン 2.0T	平成 26 年 12 月 ~ 平成 27 年 3 月
VW シャラン 1.4 / 110kW	平成 25 年 4 月 ~ 平成 27 年 3 月

[本田技研工業株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
アコード	平成 14 年 10 月 ~ 平成 25 年 5 月
アコードワゴン	平成 14 年 11 月 ~ 平成 19 年 12 月
インサイト	平成 21 年 4 月 ~ 平成 26 年 3 月
エアウェイブ	平成 17 年 3 月 ~ 平成 17 年 12 月
エリシオン	平成 16 年 4 月 ~ 平成 25 年 8 月
エリシオン プレステージ	
クロスロード	平成 19 年 2 月 ~ 平成 19 年 8 月
ザッツ	平成 14 年 1 月 ~ 平成 19 年 6 月
シビック	平成 19 年 7 月 ~ 平成 22 年 8 月
シビック ハイブリッド	平成 13 年 12 月 ~ 平成 21 年 9 月
シビック フェリオ	平成 12 年 8 月 ~ 平成 17 年 7 月
ステップワゴン	平成 17 年 12 月 ~ 平成 19 年 9 月
ストリーム	平成 12 年 11 月 ~ 平成 26 年 4 月
ゼスト/ゼスト スパーク	平成 18 年 4 月 ~ 平成 23 年 6 月
フィット	平成 13 年 6 月 ~ 平成 27 年 3 月
フィット シャトル	
フリード	平成 25 年 4 月 ~ 平成 27 年 3 月
フリード スパイク	平成 25 年 7 月 ~ 平成 25 年 9 月
モビリオ	平成 13 年 12 月 ~ 平成 20 年 4 月
モビリオ スパイク	平成 14 年 9 月 ~ 平成 20 年 4 月
CR-V	平成 13 年 9 月 ~ 平成 23 年 11 月

[HONDA OF AMERICA MFG.,INC.(本田技研工業株式会社)]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
インスパイア/セイバー	平成 13 年 4 月 ~ 平成 14 年 11 月
エレメント	平成 15 年 2 月 ~ 平成 17 年 10 月
シビック GX	平成 13 年 3 月 ~ 平成 15 年 3 月

[HONDA AUTOMOBILE(THAILAND)CO.,LTD.(本田技研工業株式会社)]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
フィット アリア	平成 14 年 11 月 ~ 平成 20 年 8 月

[HONDA CANADA INC.(本田技研工業株式会社)]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
ラグレイト	平成 13 年 10 月 ～ 平成 16 年 3 月
MDX	平成 15 年 3 月 ～ 平成 18 年 1 月

[マツダ株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
アテンザ	平成 17 年 5 月 ～ 平成 19 年 11 月
デミオ	平成 19 年 5 月 ～ 平成 26 年 9 月
ボンゴ	平成 24 年 7 月 ～ 平成 27 年 3 月
タイタン	平成 16 年 3 月 ～ 平成 18 年 5 月

[三菱自動車工業株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
アイ	平成 25 年 4 月
デリカ D:5	平成 25 年 4 月 ～ 平成 27 年 3 月
トッポ	平成 25 年 4 月
パジェロ	平成 25 年 4 月 ～ 平成 27 年 3 月
eK-WAGON・eK-SPORT	平成 25 年 4 月
i-MiEV	平成 25 年 10 月 ～ 平成 27 年 3 月

[メルセデス・ベンツ日本株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
V350	平成 25 年 4 月 ～ 平成 26 年 6 月

今回追加となる対象範囲【令和6年5月より施行】

施行日までにユーザーに対して改修の必要性について周知している、令和4年4月以前にリコール届出されているものであって、次の未改修車を対象範囲として、令和6年5月1日より車検を通さないこととします。

- ① エアバッグの製造管理が不適切であったもの
- ② 国内で異常破裂したエアバッグと同じタイプを搭載し、平成29年4月1日より前に製作された自動車(=生産から9年以上経過したエアバッグを搭載した自動車)

[アウディジャパン株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
TT	平成27年6月 ～ 平成29年1月
R8	平成28年3月 ～ 平成29年2月

[ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
XE	平成27年4月 ～ 平成29年1月
XF	平成27年5月 ～ 平成28年10月
F-PACE	平成27年12月 ～ 平成28年10月
ディスカバリースポーツ	平成27年4月 ～ 平成28年10月

[トヨタ自動車株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
カローラルミオン	平成27年4月 ～ 平成27年12月

[日産自動車株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
バネット	平成27年4月 ～ 平成28年1月

[ビー・エム・ダブリュー株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
118i	平成27年4月 ～ 平成29年3月
118d	平成28年3月 ～ 平成29年3月
120i	平成27年4月 ～ 平成29年2月
M135i	平成27年6月 ～ 平成28年3月
M140i	平成28年8月 ～ 平成29年3月
220i	平成27年4月 ～ 平成29年3月
M235i	平成27年4月 ～ 平成28年4月

M240i	平成 28 年 11 月 ~ 平成 29 年 3 月
218i Active Tourer	平成 27 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
218d Active Tourer	平成 27 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
225i xDr. A.T.	平成 27 年 4 月 ~ 平成 28 年 3 月
225xe Active Tourer	平成 27 年 11 月 ~ 平成 28 年 9 月
218i Gran Tourer	平成 27 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
218d Gran Tourer	平成 27 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
220i Gran Tourer	平成 27 年 4 月 ~ 平成 28 年 10 月
318i	平成 28 年 6 月 ~ 平成 29 年 3 月
320i	平成 27 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
320d	平成 27 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
330i	平成 27 年 8 月 ~ 平成 28 年 5 月
330e	平成 27 年 12 月 ~ 平成 29 年 3 月
340i	平成 27 年 7 月 ~ 平成 28 年 9 月
320d グランツーリスモ	平成 29 年 3 月
320i グランツーリスモ	平成 27 年 5 月 ~ 平成 28 年 7 月
328i グランツーリスモ	平成 27 年 8 月
335i グランツーリスモ	平成 27 年 7 月
420i	平成 27 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
428i	平成 27 年 10 月 ~ 平成 28 年 2 月
435i	平成 27 年 8 月 ~ 平成 27 年 11 月
440i	平成 28 年 2 月 ~ 平成 29 年 3 月
420i グランクーペ	平成 27 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
428i グランクーペ	平成 27 年 5 月 ~ 平成 27 年 11 月
435i グランクーペ	平成 27 年 5 月 ~ 平成 27 年 12 月
440i グランクーペ	平成 28 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
523i	平成 27 年 4 月 ~ 平成 28 年 10 月
523d	平成 27 年 4 月 ~ 平成 28 年 10 月
528i	平成 27 年 5 月 ~ 平成 28 年 6 月
535i	平成 27 年 8 月
550i	平成 27 年 8 月
ActiveHybrid 5	平成 28 年 1 月 ~ 平成 28 年 2 月
523i ツーリング	平成 27 年 4 月 ~ 平成 28 年 10 月
523d ツーリング	平成 27 年 4 月 ~ 平成 28 年 10 月
528i ツーリング	平成 27 年 8 月 ~ 平成 28 年 7 月
535i ツーリング	平成 27 年 5 月 ~ 平成 28 年 7 月
640i クーペ	平成 27 年 5 月 ~ 平成 28 年 7 月
650i クーペ	平成 27 年 8 月 ~ 平成 29 年 3 月
640i カブリオレ	平成 27 年 8 月 ~ 平成 29 年 3 月
640i グラン クーペ	平成 27 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
650i グラン クーペ	平成 27 年 8 月 ~ 平成 29 年 1 月
X1 sDrive 18i	平成 27 年 11 月 ~ 平成 29 年 1 月

X1 xDrive 18d	平成 28 年 7 月 ~ 平成 29 年 2 月
X1 xDrive 20i	平成 27 年 12 月 ~ 平成 29 年 2 月
X1 xDrive 25i	平成 27 年 12 月 ~ 平成 29 年 1 月
X3 xDrive 20i	平成 28 年 7 月
X3 xDrive 20d	平成 28 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
X3 xDrive 28i	平成 28 年 11 月 ~ 平成 28 年 12 月
X4 xDrive 28i	平成 28 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
X4 xDrive 35i	平成 28 年 4 月 ~ 平成 28 年 9 月
X4 M40i	平成 28 年 2 月 ~ 平成 29 年 3 月
X5 xDrive 35i	平成 27 年 4 月 ~ 平成 28 年 11 月
X5 xDrive 35d	平成 27 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
X5 xDrive 40e	平成 27 年 7 月 ~ 平成 29 年 3 月
X6 xDrive 35i	平成 27 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
X6 xDrive 50i	平成 27 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
M2	平成 27 年 12 月 ~ 平成 29 年 3 月
M3	平成 27 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
M4	平成 27 年 5 月 ~ 平成 29 年 3 月
M5	平成 27 年 10 月
M6 グランクーペ	平成 27 年 4 月 ~ 平成 28 年 7 月
X5M	平成 27 年 8 月 ~ 平成 29 年 3 月
X6M	平成 27 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月

[プジョー・シトロエン・ジャポン株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
C3	平成 27 年 4 月 ~ 平成 28 年 12 月
C4	平成 27 年 5 月 ~ 平成 29 年 3 月
DS3	平成 27 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
DS4	平成 27 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月
DS5	平成 27 年 8 月 ~ 平成 29 年 2 月

[フォルクスワーゲングループジャパン株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
VW up! 1.0 / 55kW	平成 27 年 4 月 ~ 平成 28 年 7 月
VW cross up! 1.0 / 55kW	平成 27 年 7 月 ~ 平成 28 年 7 月
VW CC 1.8T	平成 27 年 4 月 ~ 平成 27 年 12 月
VW ティグアン 1.4	平成 27 年 4 月 ~ 平成 28 年 2 月
VW ティグアン 2.0T	平成 27 年 5 月 ~ 平成 28 年 3 月
VW シャラン 1.4 / 110kW	平成 27 年 4 月 ~ 平成 27 年 7 月

[マツダ株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
ボンゴ	平成 27 年 4 月 ~ 平成 28 年 6 月

[三菱自動車工業株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
デリカ D:5	平成 27 年 4 月 ～ 平成 28 年 2 月
パジェロ	平成 27 年 4 月 ～ 平成 29 年 1 月
i-MiEV	平成 27 年 4 月 ～ 平成 28 年 6 月

なお、現在、タカタ製エアバッグのリコールを届出している以下の自動車メーカー等においては、今回の措置の対象となる車両はありません。

- FCA ジャパン株式会社
- Tesla Motors Japan 合同会社
- ニコルレーシングジャパン合同会社
- 日野自動車株式会社
- フェラーリ・ジャパン株式会社
- フォード・ジャパン・リミテッド
- McLaren Automotive Asia Pte Ltd
- UDTトラックス株式会社

自動車メーカー問い合わせ先

自動車メーカー名(五十音順)	お問い合わせ先 ※1	ウェブサイトURL ※2
アウディジャパン株式会社	0120-598-119	https://www.audi.co.jp/web/ja/accessory_service/info_top/recall.html
いすゞ自動車株式会社	0120-119-113	http://www.isuzu.co.jp/recall/
FCAジャパン株式会社	0120-712-812	http://fcagroupprecallinfo.kir.jp/Rinfo/search/index.php
株式会社 SUBARU	0120-412-215	http://recall.subaru.co.jp/lqsb/
ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社 【ジャガー】	0120-92-2772	https://www.jaguar.co.jp/ownership/recall.html
【ランドローバー】	0120-92-2992	https://www.landrover.co.jp/ownership/recall-information.html
ダイハツ工業株式会社	0800-500-0182	https://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php
Tesla Motors Japan 合同会社	0120-975-214	https://www.tesla.com/jp/support/annual-and-recall-service
トヨタ自動車株式会社【トヨタ】	0800-700-7700	http://www.toyota.co.jp/recall-search/dc/search
【LEXUS】	0800-500-5577	http://lexus.jp/recall/
ニコル・レーシング・ジャパン合同会社	0120-699-250	http://alpina.co.jp/services/recall/recall-information/
日産自動車株式会社	0120-941-232	http://www.nissan.co.jp/RECALL/search.html
ビー・エム・ダブリュ株式会社	0120-954-018	http://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html
日野自動車株式会社	0120-106-558	http://www.hino.co.jp/j/service/recall/index.php
フェラーリ・ジャパン株式会社	0120-688-801	https://auto.ferrari.com/ja_JP/owners/car-part-services/
フォードモーターカンパニー / PCI 株式会社	0120-125-175	http://www.ford-service.co.jp/
フォルクスワーゲングループジャパン株式会社	0120-509-300	http://web.volkswagen.co.jp/afterservice/etc/recall.html
プジョー・シトロエン・ジャポン株式会社	0120-55-4106	http://www.citroen.jp/services/recall/
本田技研工業株式会社 HONDA OF AMERICA MFG.,INC. HONDA AUTOMOBILE(THAILAND)CO.,LTD. HONDA CANADA INC.	0120-112-010	http://recallsearch4.honda.co.jp/sqs/r001/R00101.do?fn=link_disp
マツダ株式会社	0120-386-919	https://www2.mazda.co.jp/service/recall/

別紙3

自動車メーカー問い合わせ先

三菱自動車工業株式会社	0120-324-860	https://recall.mitsubishi-motors.co.jp/Recall/jspforward.do?page=/searchrecallstatus.jsp&prefix=
メルセデス・ベンツ日本株式会社	0120-086-880	http://www.mercedes-benz.jp/my-service/recall/search/index.html
UDトラックス株式会社	0120-67-2301	https://recallsearch.udtrucks.com/

網掛けは、車検で通さない措置の対象となる自動車メーカーになります。

- ※1 お持ちの車が今回の措置の対象になるかどうかの確認は、検索システムを活用してご確認頂くか、各自動車メーカー窓口までご相談ください。
- ※2 各自動車メーカーのウェブサイト又は検索システムでは、お持ちの車のリコール届出状況等について確認できません。「車台番号」が必要になりますので、お手元に車検証をご用意ください。



令和2年1月31日
自動車局技術政策課
自動車局審査・リコール課

乗用車等の衝突被害軽減ブレーキに関する国際基準を導入し、新車を対象とした義務付けを行います。

～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」(令和元年6月18日、関係閣僚会議)を受け、同年12月17日に発表を行った高齢運転者等による交通事故の削減に向けた車両安全対策等の措置方針に基づき、乗用車等の衝突被害軽減ブレーキに関する国際基準を導入し、世界に先駆けて新車を対象とした義務付けを行います。

国土交通省自動車局では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化を進めています。

今般、「乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則（第152号）」が、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において採択されたことに加え、「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」に基づき、我が国においてもこの基準を導入するとともに、新車を対象とした義務付けを行います。

1. 保安基準等の主な改正項目(別紙参照)

(1)専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5トン以下のものには、協定規則第152号に規定された要件に適合した乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならないこととする。

(2)上記の改正について、以下のとおりの適用とする。

	国産車	輸入車
新型車	令和3年11月	令和6年7月
継続生産車※	令和7年12月	令和8年7月

※軽トラックは令和9年9月

(3)上記のほか、所要の改正を行う。

2. 公布・施行

公布：1月31日(本日)

施行：公布の日

※安全運転サポート車に搭載されている衝突被害軽減ブレーキなどの運転支援装置はあくまで安全運転の支援であり、交通事故の防止や被害の軽減には役立ちますが機能には限界があり作動しない場合もあります。機能を十分に理解した上で、過信せずに引き続き安全運転を心がけていくことが重要です。

【自動車を安全に使うためには】<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcf/carsafety.html>

問い合わせ先

国土交通省自動車局 技術政策課 : 東海、伊原
電話 03-5253-8111(内線 42259) 03-5253-8591(直通)
FAX 03-5253-1639

国土交通省自動車局 審査・リコール課: 佐藤
電話 03-5253-8111(内線 42323) 03-5253-8596(直通)
FAX 03-5253-1640

装置型式指定規則及び道路運送車両法関係手数料規則の一部を改正する省令 及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の 一部を改正する告示について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 178 回会合において、「乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則（第 152 号）」が新たに採択された。

これらを踏まえ、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）等について、所要の改正を行うこととする。

※協定規則（原文）については次のとおり。

<https://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29rep.html>

2. 改正の概要

（1）装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ・ 型式指定の対象となる特定装置の種類に、乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置を追加する。
- ・ 協定規則第 152 号に基づき認定された乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置は、型式指定を受けたものとみなすこととする。

（2）道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

特定装置としての乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置の保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案してそれぞれ定める。

（3）細目告示の一部改正

専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5 トン以下のものには、協定規則第 152 号に規定された要件に適合した乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならないこととするほか、所要の改正を行う。

(4) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）の一部改正

(3)の改正について、新型車は令和3年11月（輸入自動車は令和6年7月）から、継続生産車は令和7年12月（輸入自動車は令和8年7月、貨物の運送の用に供する軽自動車は令和9年9月）から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

(5) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係告示について所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布：令和2年1月31日

施 行：公布の日

基準策定の経緯

- 2017年1月、国連WP.29(自動車基準調和世界フォーラム)傘下の専門分科会において、日本の提案により、乗用車等の衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)の国際基準の検討が開始。
- 日本は、AEBSの具体的な要件を検討する専門家会議の議長を欧州委員会と共同で務め、官民オールジャパン体制で議論をリード。これにより、2019年6月、WP.29で協定規則第152号として成立。
- 「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策I(2019年6月18日関係閣僚会議)を踏まえ、2020年1月31日に国内基準(保安基準)を改正・公布。

主な要件

- 静止車両、走行車両、歩行者に対して試験を行い、所定の制動要件を満たすこと。
- エンジン始動のたびに、システムは自動的に起動してスタンバイすること。
- 緊急制動の0.8秒前(対歩行者の場合、緊急制動開始)までに警報すること。

適用時期

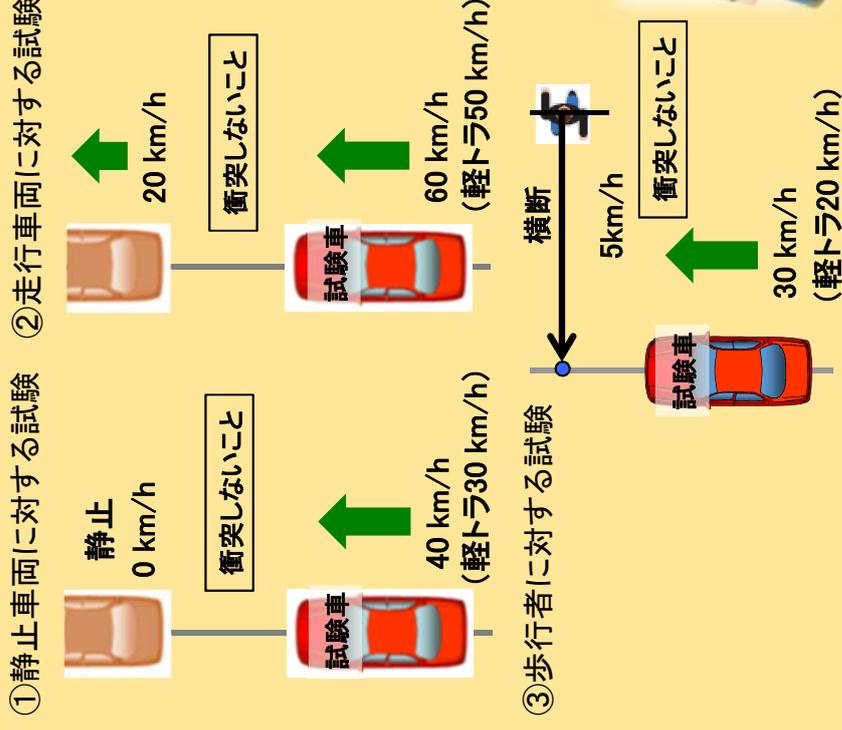
- 他の国(※1)に先行し、2021年以降段階的に新車を対象に義務付けをする。

	国産車	輸入車
新型車	2021年11月	2024年7月
継続生産車※2	2025年12月	2026年7月

※1 欧州は2024年7月に義務化開始

※2 軽トラックは2027年9月

【主な試験方法】



(注) ダミーは、試験車のブレーキが作動しないと4秒後に衝突するタイミングで動き出す。

令和2年3月10日
自動車局自動車情報課

新たな地域名表示(ご当地ナンバー)による 地方版図柄入りナンバープレートの**交付開始日決定!** ～ つけて走って広げよう、**地域の魅力!**～

新たな地域名表示(ご当地ナンバー)による17地域の地方版図柄入りナンバープレートについて、この度、交付開始日等を決定しましたので、お知らせいたします。

導入地域においては、交付開始日以降、新車・中古車の購入時はもちろん、現在お乗りの自動車の車検時などいつでも地方版図柄入りナンバープレートへの変更が可能です。

※ 図柄なしのご当地ナンバーについても同様の扱いとなります。

1. 交付開始日

令和2年5月11日(月)

2. 事前申込み開始日

令和2年4月13日(月)

ご自身でウェブサイト(<http://www.graphic-number.jp>)からお申込みいただくか、もしくは、お近くの**ディーラー・整備工場等**にご相談ください。

3. 新たな地域名表示(ご当地ナンバー)

知床・苫小牧・弘前・白河・松戸・市川・船橋・市原・江東・葛飾・板橋・上越
伊勢志摩・四日市・飛鳥・出雲・高松

※ 導入地域については、別紙1の通り

4. 料金について

4月上旬を目途に公表予定

5. 地域の取組みへの寄付金の活用

フルカラーの図柄入りナンバープレートの申込み時にいただいた寄付金(1,000円以上)は、導入地域における交通改善、観光振興などに資する取組みに活用されます。

(参考) 各地域の具体的なデザインについては別紙2をご確認ください。

【問い合わせ先】自動車局 自動車情報課 浪川・尼寺・青柳

電話：03-5253-8111(内線:41145、42103) 直通：03-5253-8588 FAX：03-5253-1639

新たな地域名表示（ご当地ナンバー）による地方版図柄入りナンバープレートの導入地域

運輸局	導入地域 (ナンバー表示)	対象区域
北海道	知床	斜里郡（斜里町、清里町、小清水町）、野付郡（別海町）、標津郡（中標津町、標津町）、 目梨郡（羅臼町）
	苫小牧	苫小牧市
	弘前	弘前市、中津軽郡（西目屋村）
東北	白河	白河市、西白河郡（泉崎村、中島村、西郷村、矢吹町）
	松戸	松戸市
関東	市川	市川市
	船橋	船橋市
	市原	市原市
	江東	江東区
	葛飾	葛飾区
	板橋	板橋区
	上越	糸魚川市、妙高市、上越市
北陸信越	伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市、多気郡（明和町）、度会郡（度会町、玉城町、南伊勢町）
	四日市	四日市市
近畿	飛鳥	橿原市、磯城郡（三宅町、田原本町）、高市郡（高取町、明日香村）
中国	出雲	出雲市、仁多郡（奥出雲町）、飯石郡（飯南町）
四国	高松	高松市

新たな地域名表示(ご当地ナンバー)による地方版図柄入りナンバープレートデザイン



＜知床の雄大な自然＞



＜ウナイ湖とアイスホッケの街＞



＜弘前城・桜色のお堀と岩木山＞



＜春の小峰城＞



＜松戸の風景＞



＜市川の梨と街と江戸川＞



＜梨とアンデルセン公園＞



＜菜の花と桜と里山トコロ＞



＜東京ゲートブリッジ＞



＜菖蒲・川・カサミ＞



＜躍動感溢れるカラフルな木・花・鳥＞



＜上杉謙信と桜＞



＜吹き行く魅力＞



＜輝く四日市＞



＜朱雀＞



＜八岐大蛇＞



＜高松港から屋島を望む＞

令和 2 年 3 月 19 日

自動車局 審査・リコール課

「運転支援システム」を過信・誤解しないでください！

～ 運転支援システムの機能の限界と過信の危険性を啓発するビデオを作成・公表しました ～

近年、「運転支援システム」を搭載した自動車が普及していますが、これらのシステムには機能の限界があり、故障していない場合でも、使用する環境や条件によっては作動しません。

国土交通省では、自動車ユーザーの皆様にご理解いただくための啓発ビデオを作成し、YouTube 国土交通省公式アカウントに公開しました。

1. 「運転支援システム」とは

ドライバーの適切な周辺監視の下、高速道路等において、速度や前走車との車間距離を自動制御する装置（全車速追従クルーズコントロール）、車線の中央付近を走行するよう自動制御する装置（車線維持支援装置）等です。適切に使用すれば、運転者の負担を軽減します。



2. 「運転支援システム」の機能の限界

運転支援システムには**機能の限界があり**、故障していない場合でも、使用する環境や条件によっては、作動しない（または使用中に突然機能が停止する）ことがあります（別紙参照）。

その結果、衝突に至った場合でも、安全運転の責任は運転者にあります。

3. 自動車ユーザーの皆様へ

- 運転支援システムは、システムが周辺監視や全ての運転操作を行う「自動運転」ではなく、あくまでも、アシスト機能です。
- 運転支援システムを**過信せず**、取扱説明書を読み、作動条件等を**正しく理解して**、使用してください。（ビデオにあるとおり、過信していると、突然機能が停止した場合等に、衝突を回避できません。）

<啓発ビデオの公開ページへのリンク>

国土交通省自動車局審査・リコール課 YouTube 公式アカウント

<https://youtu.be/cRJkvgl3eSA>



問い合わせ先：国土交通省自動車局審査・リコール課
寺戸、村井

代表：03-5253-8111（内線）42352

直通：03-5253-8597、FAX：03-5253-1640

(別紙)

1. 運転支援システムが作動しない状況の例（過信すると、事故が生じやすい例）

- ・ クルマの急な割り込み
- ・ 車線の白線が障害物や雪等で見えない場合
- ・ 雨・雪・霧などの悪天候



急な割り込み(全車速追従クルーズコントロール使用中)



白線を検知できない場合(車線維持支援装置使用中)

※ 運転支援システムは、車両に搭載されたカメラやレーダー等で周辺を監視することにより制御を行います。このため、カメラ等が適切に作動しない条件(悪天候、目標となる白線が隠れている、死角から急に割り込まれる等)では、システムが周辺の状況を正しく認識できず、制御を続けることが困難となり、突然制御が停止することや、不適切な制御を行うことがあります。

2. 運転支援システムの機能を誤解している例（大変危険です！道路交通法違反となります。）

- ・ 運転支援システム作動中における以下のような行為は、大変危険であり、道路交通法違反となります。



ナビ画面の注視



携帯電話の操作

3. 自動車ユーザーの皆様へ

- 自動車メーカーでは、運転支援システムを高速道・自動車専用道で使用することを推奨していません。一般道では、思わぬ事故につながる可能性がありますので使用しないでください。
- 運転支援システムには機能の限界があり、故障していなくても、条件によっては、作動しないことや、使用中に突然機能が停止することがあります。その結果、衝突に至った場合でも、**安全運転の責任は運転者**。
- 運転支援システムはあくまでもアシスト機能です。運転者は、運転支援システムを**過信せず**、取扱説明書を読み、作動条件等を把握して、適切に使用してください。



令和2年3月31日
自動車局技術政策課

自動運転車に関する安全基準を策定しました！ ～自動運転車のステッカーのデザインも決定～

安全な自動運転車の開発・実用化・普及を図るため、自動運転車の安全性能やその作動状態の記録項目等を定めた安全基準を策定するとともに、周囲に自動運転車である旨を分かりやすく表示するために車体に貼付するステッカーのデザインを決定しました。

1. 背景

昨年5月に公布された「道路運送車両法の一部を改正する法律」(令和元年法律第14号)により、国が定める保安基準の対象装置に「自動運行装置」※1が追加されました。当該部分に係る規定が本年4月1日に施行されることを受けて、今般、「道路運送車両の保安基準」(昭和26年運輸省令第67号)等について所要の改正等を行い、自動運行装置の安全基準等を策定しました。

2. 概要 ※詳細は別添1・2を参照

自動運行装置の安全基準

※1 プログラムにより自動的に自動車を運行させるための装置
※2 場所(高速道路のみ等)、天候(晴れのみ等)、速度など自動運転が可能な条件。この条件はシステムの性能によって異なる

[性能]

- (1) 走行環境条件※2内において、乗車人員及び他の交通の安全を妨げるおそれがないこと
- (2) 走行環境条件外で、作動しないこと
- (3) 走行環境条件を外れる前に運転操作引継ぎの警報を発し、運転者に引き継がれるまでの間、安全運行を継続するとともに、引き継がれない場合は安全に停止すること
- (4) 運転者の状況監視のためのドライバーモニタリングを搭載すること
- (5) 不正アクセス防止等のためのサイバーセキュリティ確保の方策を講じること 等

[作動状態記録装置]

自動運行装置の ON/OFF の時刻、引継ぎ警報を開始した時刻、運転者が対応可能でない状態となった時刻等を6ヶ月間にわたり(又は2500回分)記録できること

[外向け表示]

自動運転車であることを示すステッカーを車体後部に貼付
(メーカーに要請)



走行環境条件の付与手続き

- (1) 場所、天候、速度など自動運転が可能となる状況等を記載した申請書等を国土交通大臣に提出
- (2) 国土交通大臣は当該状況における自動運行装置の性能が保安基準に適合すると認めるときは条件を付与

その他

無人移動サービス車の実用化等においても基準緩和認定制度を活用できるよう措置 等

【お問い合わせ先】

自動車局 技術政策課 笹本・今村・池田・加隈・東田
電話：03-5253-8111 (内線 42255)、03-5253-8591 (直通)
FAX：03-5253-1639

国内基準 策定の取組

基準策定までの車両安全のための
ガイドライン策定(18.9)

改正道路運送車両法
の成立(19.5)

パブリックコメント(19.12)

改正道路運送車両法・
保安基準(省令)の施行(20.4)

○改正概要(保安基準関係)

- ・国が定める保安基準の対象装置に「自動運行装置」を追加
- ・自動運行装置が使用される条件(走行環境条件)※を国土交通大臣が付与 等

※場所(高速道路のみ等)、天候(晴れのみ等)、
速度など自動運転が可能な条件。
この条件はシステムの性能によって異なる

基本 スタンス

- ・国連WP29におけるこれまでの国際議論も踏まえつつ、「自動運行装置」の国内基準を策定・施行
- ・引き続き国際議論をリードするとともに、国際基準が成立した場合には、速やかに同基準を国内導入

自動運行装置の保安基準

1. 性能 (1) 走行環境条件内において、乗車人員及び他の交通の安全を妨げるおそれがないこと

(2) 走行環境条件外で、作動しないこと

(3) 走行環境条件を外れる前に運転操作引継ぎの警報を発し、運転者に引き継がれるまでの間、安全運行を継続するとともに、引き継がれない場合は安全に停止すること

(4) 運転者の状況監視のためのドライバードライバーモニタリングを搭載すること

(5) 不正アクセス防止等のためのサイバーセキュリティ確保の方策を講じること 等

2. 作動状態 記録装置

▶ 自動運行装置のON/OFFの時刻 ▶ 引継ぎ警報を開始した時刻

▶ 運転者が対応可能でない状態となった時刻 等

を6ヶ月間にわたり(又は2500回分)記録できること

3. 外向け 表示

・自動運転車であることを示すステッカー
を車体後部に貼付(メーカーに要請)

走行環境条件の付与手続き

- (1) 申請者は、場所、天候、速度など自動運転が可能となる状況等を記載した申請書等を国土交通大臣に提出
- (2) 国土交通大臣は当該状況における自動運行装置の性能が保安基準に適合すると認めたとときは条件を付与(付与書を交付)

その他

- ・ 実証実験と同様に、無人移動サービス車の実用化等においても基準緩和認定制度(ハンドル、アクセルペダル等)を活用できるよう措置 等



令和 2 年 3 月
自 動 車 局

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令等について

1. 改正の背景

昨年 5 月 24 日に公布された道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号。以下「改正法」という。）は、安全な自動運転車等の開発・実用化・普及を図るため、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）の対象装置への「自動運行装置」の追加等の内容の改正を行うものである。当該追加に関する改正法の規定の施行期日は公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内とされており、施行に向けて当該装置等の保安基準等について策定する必要があることから、所要の改正等を行う。

2. 改正の概要

[省令]

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

(1) 保安基準の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ・自動運行装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならないものとする。
- ・自動車の電気装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）は、サイバーセキュリティを確保できるものとして、性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならないこととする。
- ・自動車の電気装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）は、当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変できるものとして、機能及び性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならないものとする。
- ・原動機付自転車について専ら歩道のみを走行するものを緩和措置の対象としていたが、歩道以外を走行するものも緩和措置の対象とする。

(2) 道路運送車両法施行規則の一部改正

走行環境条件の付与の手続きに関する規定を追加するほか、所要の改正を行う。

[走行環境条件の付与の手続きの概要]

- ・走行環境条件の付与を申請する者は、「自動運行装置が使用される状況（場所、気象、交通等）」等を記載した申請書、申請に係る装置が以下に適合することを証する書類等を国土交通大臣に提出すること。
 - －申請書に記載された状況で使用されるものと仮定した場合において、自動運行装置に係る保安基準に適合するものであること。
- ・国土交通大臣は、不正の手段により付与を受けたとき等には、条件の付与を取り消すことができる。

(3) 装置型式指定規則の一部改正

型式指定の対象となる特定装置の種類に、自動運行装置等を追加する。

(4) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

特定装置としての自動運行装置等の保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定める。

(5) その他の関係省令の一部改正

上記のほか、関係省令について所要の改正を行う。

[告示]**(1) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示**

以下の改正のほか、所要の改正を行う。

①道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正 ※要件の詳細は別紙

- ・自動運行装置について、走行環境条件内外での安全性能やドライバーモニタリング機能等に係る要件を規定する。
- ・上記のうち、高速道路等での低速自動運行装置に係る詳細要件を別添技術基準に規定する。
- ・作動状態記録装置について、記録項目、保存期間等を別添技術基準に規定する。
- ・サイバーセキュリティシステムについて、車両のリスクアセスメント（リスクの特定・分析・評価）を行うこと等を別添技術基準に規定する。
- ・プログラム等改変システムについて、危険及び無効なプログラム改変を防止するための改変の確実性・整合性の確保等を別添技術基準に規定する。
- ・走行環境条件の付与の際に適用する基準を明確化する規定を追加する。

②道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のために必要な事項を定める告示の一部改正

- ・自動運行装置に係る保安基準の一部について、代替策を講じることで当該基準を適用除外とする措置を講じる。

③道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部改正

- ・自動運転の実証実験に係る自動車についての基準緩和認定制度について、事業化の際など実証実験以外の場合にも適用できることとする。
- ・原動機付自転車については、実証実験の場合に、同様の緩和措置を可能とする。

(2) サイバーセキュリティ業務管理システムの適合証明に関する規程の制定

国土交通大臣による、申請者のサイバーセキュリティを確保するための業務管理システム（リスクアセスメントの実施などに関する組織的な管理体制・方法等）の適合証明書の交付手続きに係る規定の整備を行う。

(3) サイバーセキュリティ業務管理システムの適合証明実施要領の制定

上記(2)に基づき、サイバーセキュリティ業務管理システムの適合証明の詳細及び当該システムの技術基準について規定する。 ※技術基準の詳細は別紙

3. スケジュール

公 布：令和2年3月31日

施 行：令和2年4月1日

〔自動運行装置の要件の概要〕

- 自動運行装置の作動中、乗車人員及び他の交通の安全を妨げるおそれがないものであること。
- 運転者の意志ある操作により作動及び停止を行うことができるものであること。
- 自動運行装置の作動中、走行環境条件を満たさなくなる場合、運転者に対し運転操作を促す警報を発し、運転者が当該警報に従って運転操作を行わないときは車両を安全に停止するものであること。警報は、原則、走行環境条件を満たさなくなる前に十分な時間的余裕をもって発するものであること。
- 他の交通又は障害物との衝突のおそれがある場合には、衝突を回避するか又は衝突時の被害を最大限軽減するための制御を行うことができるものであること。
- 走行環境条件を満たしていない場合又は自動運行装置が正常に作動しないおそれがある場合に当該装置が作動しないこと。
- 自動運行装置の作動状況を運転者が容易かつ確実に認知できるよう表示するものであること。
- 自動運行装置の作動中、運転者が警報に従って運転操作を行うことができる状態にあるかどうかを常時監視し、運転者が当該状態にない場合には、その旨を運転者に警報するものであること。
- 自動運行装置が正常に作動しないおそれがある場合、その旨を運転者に視覚的に警報するものであること。
- 自動運行装置の機能について冗長性をもって設計されていること。

〔高速道路等における低速自動運行装置を備える自動車の技術基準の概要〕

- システムが作動する最高速度は 60km/h であること。
- センサーによる前方検知範囲は少なくとも 46m 以上であること。側方検知範囲は少なくとも自車の隣接車線の全幅を検知できるものであること。
- 走行車線内での走行を維持し、かつ、いかなる車線表示も越えることがないこと。
- 前方車両との車間距離は、急な割り込みなど一時的に遵守できない場合を除き、自車速度に応じた所定の距離以上であること。例：6.7m（20km/h の場合）、15.6m（40km/h の場合）
- 運転者が警報に従って運転操作を行うことができる状態にあるかどうかを、運転者のまばたき、閉眼、顔・体の動き等により判断すること。
- 実車試験により各機能要件を確認するとともに、シミュレーション試験により、走行環境条件内において、システムが周囲の交通状況に応じて適切な制御を行い、合理的に予見可能で防止可能な衝突を起こさないことを証明すること。

[作動状態記録装置の技術基準の概要]

- 記録項目
 - －システムの作動状況が別の状況に変化した時刻
 - －システムによる引継ぎ要求が発せられた時刻
 - －システムがリスク最小化制御を開始した時刻
 - －システムの作動中に運転者がハンドル操作などによりオーバーライドを行った時刻
 - －運転者が対応可能でない状態となった時刻
 - －システムが故障のおそれのある状態となった時刻
- 保存期間等
 - －6か月間又は2500回分
- 保存された記録は、市販されている手段又は電子通信インターフェースにより取得できること。
- 保存された記録が改ざんされないよう適切に保護されていること。

[サイバーセキュリティシステムの技術基準の概要]

- 車両のシステム間および外部システムとの相互関係を考慮し、車両のリスクアセスメント（リスクの特定・分析・評価）を行うとともに、リスクへの適切な対処・管理を行うこと。
- セキュリティ対策の有効性を検証するための適切かつ十分な試験を実施すること。

[プログラム等改変システムの技術基準の概要]

- 危険及び無効なプログラムの改変を防止できるようプログラム等の改変の確実性及び整合性を確保しなければならない。
- 型式に関連するプログラム等のバージョン（識別番号）は、車載式故障診断装置の読み取り部分（OBDポート）等の電子通信インターフェースを使用して容易に読み出すことができ、また、不正な変更から保護されていること。
- 無線によるプログラム等の改変を行う機能を有する場合には、上記要件に加え、以下の要件を満たすものでなければならない。
 - －失敗又は中断した場合に、車両を改変前の状態に復元又は安全な状態にできるものであること。
 - －車両が無線改変に必要な電力を有している場合にのみ、無線改変を実行できるものであること。
 - －改変の目的、内容、所要時間、成否等の情報が使用者等に通知されるものであること。

[サイバーセキュリティ業務管理システムの技術基準の概要]

- サイバーセキュリティ業務管理システムは、開発・生産・生産後の各段階を考慮したものであること。
- リスク評価の実施や当該評価を最新状態に保つことなどにより、セキュリティが十分に確保されるものであること（自動車製作者等が契約したサプライヤー等においても同様）。



令和 2 年 5 月 29 日
自動車局技術政策課
自動車局審査・リコール課

バスの座席の取付け方法に関する基準を改正します

～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

バスの客席に備えられる座席の取付け方法に関して、国際基準において試験方法が改正されたことを踏まえ、我が国でも関連告示等の改正を行いました。

自動車局では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、安全性等を確保するため、順次、拡充・強化を進めています。

今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において、「大型車座席に係る協定規則(第80号)」等の改訂が採択され、自動車の衝突を想定した場合等において、走行方向に移動することを防止できるよう車両構造に確実に取り付けられていない場合には、乗員保護及び座席の取付け方法の試験について静的試験が禁止されること等の改正が行われました。これらを踏まえ、我が国でも、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の改正を行いました。

1. 保安基準等の主な改正項目(別紙参照)

【大型車座席】

協定規則第 80 号に対応する自動車に備えられた座席(主に大型バスの客席)について、自動車の衝突を想定した場合等において、座席が走行方向に移動することを防止できるよう車両構造に確実に取り付けられていない場合には、乗員保護及び座席の取付け方法の試験について静的試験を禁止する等の改正を行う。

【その他】

上記のほか、所要の改正を行う。

2. 公布・施行

公布 : 5月29日(本日)

施行 : 公布の日

問い合わせ先

国土交通省自動車局 安全・環境基準課 : 東海、杉本
電話 03-5253-8111(内線 42532) 03-5253-8602(直通)
FAX 03-5253-1636

国土交通省自動車局 審査・リコール課: 佐藤
電話 03-5253-8111(内線 42323) 03-5253-8596(直通)
FAX 03-5253-1640

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の 一部を改正する告示について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 179 回会合において、「大型車座席に係る協定規則（第 80 号）」等の改訂が採択された。

これを踏まえ、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

（1）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

協定規則第 80 号に対応する自動車に備えられた座席（主に大型バスの客席）について、自動車の衝突を想定した場合等において、座席が走行方向に移動することを防止できるよう車両構造に確実に取り付けられていない場合には、乗員保護及び座席の取付け方法の試験について静的試験を禁止する等の改正を行うほか、所要の改正を行う。

（2）道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）の一部改正

（1）について、新型車は令和 3 年 9 月から、継続生産車は令和 4 年 9 月から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

（3）装置型式指定規則第五条及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成 13 年国土交通省告示第 1088 号）の一部改正

協定規則第 80 号の規則番号を引用している部分を改めるほか、所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布：令和 2 年 5 月 29 日

施 行：公布の日

令和 2 年 6 月 3 0 日
自動車局安全・環境基準課

乗用車等の排出ガス・燃費性能の評価方法を改訂します ～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)第178回会合において採択された排出ガス・燃費性能の評価方法(WLTCモード法)の改訂を我が国に取り入れるため、本日、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等を改正しました。

自動車の環境基準について、国際的な整合性を図り大気環境の保全等を確保するため、我が国は国際連合の「車両等の世界的技術規則協定」に平成11年に加入し、現在、国際的な技術基準である「世界技術規則」について議論を行っているところです。

乗用車等の排出ガス・燃費試験法においては、平成28年10月に、世界技術規則第15号の「乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法」(以下「WLTCモード※法」という。)を国内導入したところですが、今般、令和元年6月の国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)第178回会合において、WLTCモード法の改訂が採択されました。

これを踏まえ、我が国において当該改訂後のWLTCモード法による排出ガス・燃費性能の評価等を実施するため、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号。)及び道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成15年国土交通省告示第1318号)について改正を行いました。

※WLTCモード：市街地、郊外、高速道路の各走行モードを平均的な使用時間配分で構成した国際的な走行モード。

1. 改正の概要

- 超小型モビリティのように、最高速度が制限された電気自動車について、車両に適した走行モードを規定
- シャンダイナモメータ上で試験走行を行ったときの実際の車速と目標車速との乖離を表す指標について、より正確に走行モードに追従するよう許容幅の要件を規定
- その他、所要の改正

2. 公布・施行・適用義務化

公布・施行 令和2年6月30日

適用義務化 令和3年10月1日(新型車)

【お問い合わせ先】 自動車局安全・環境基準課 河野、菊野
代表 03-5253-8111 (内線: 42522)
直通 03-5253-8603 FAX 03-5253-1636

国自整第298号の3
令和2年2月28日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について(依命通達)」
の一部改正について(依命通達)

今般、「自動車検査業務等実施要領について(依命通達)」(昭和36年11月25日付自車第880号)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）の一部を改正する通達 新旧対照表

昭和36年11月25日付け自車第880号

改正 令和2年2月28日付け国自整第298号

新	旧
<p>(別添)</p> <p>自動車検査業務等実施要領</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>1-1~1-2 (略)</p> <p>1-3 (用語の定義)</p> <p>この要領における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「規則」という。）、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）及び道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のために必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号。以下「適用関係告示」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)「<u>自動車検査・整備情報システム</u>」とは、検査結果データ等自動車検査にかかると各種情報を蓄積及び分析するほか、自動車整備事業者情報を管理するためのシステムをいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>1-4 (略)</p> <p>第2章 職権による打刻等</p> <p>2-1~2-4 (略)</p> <p>2-5 (職権打刻台帳)</p> <p>職権による打刻を行った場合は、次に定める事項を<u>自動車検査・整備情報システム</u>内の職権打刻台帳に記録するものとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2-6 (職権打刻プレート、セキュリティラベル及び刻印の管理等)</p> <p>2-6-1~2-6-3 (略)</p>	<p>(別添)</p> <p>自動車検査業務等実施要領</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>1-1~1-2 (略)</p> <p>1-3 (用語の定義)</p> <p>この要領における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「規則」という。）、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）及び道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のために必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号。以下「適用関係告示」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)「<u>自動車検査情報システム</u>」とは、検査結果データ等自動車検査にかかると各種情報を蓄積及び分析するためのシステムをいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>1-4 (略)</p> <p>第2章 職権による打刻等</p> <p>2-1~2-4 (略)</p> <p>2-5 (職権打刻台帳)</p> <p>職権による打刻を行った場合は、次に定める事項を<u>自動車検査情報システム</u>内の職権打刻台帳に記録するものとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2-6 (職権打刻プレート、セキュリティラベル及び刻印の管理等)</p> <p>2-6-1~2-6-3 (略)</p>

2-6-4 職権により打刻すべき車台番号又は原動機型式は、職権による打刻を行う自動車の2-5(2)又は(3)以下、「シリアル番号等」という。)に定める事項と関連付けるものとする。

関連付けた職権により打刻すべき車台番号又は原動機型式及びシリアル番号等を記載した書面(以下、「打刻指示書」という。)を作成すること。この際、予め自動車検査・整備情報システム内の職権打刻台帳に、職権により打刻すべき車台番号又は原動機型式及びシリアル番号等を入力した場合にあっては、職権打刻台帳から打刻指示書を出力できるものとする。

2-6-5~2-7 (略)

第3章 自動車の検査(事務関係)

3-1~3-3 (略)

3-4 (検査証等の記載事項等)

3-4-1~3-4-9 (略)

3-4-10 車体の形状欄は、下表の例により記載するものとする。

自動車の種類	車体の形状
乗車定員10人以下の乗用自動車	(略)
乗車定員11人以上の乗用自動車	(略)
貨物自動車	(略)
大型特殊自動車及び特種用途自動車以外の自動車	(略)
特種用途自動車	(略)
大型特殊自動車	「ショベル・ローダ」「タイヤ・ローラ」「ロード・ローラ」「グレーダ」「ロード・スタビライザ」「スクレーパ」「ロータリ除雪自動車」「アスファルト・フィニッシャ」「タイヤ・ドーザ」「モータ・スイーパー」「ダンパ」「ホイール・ハンマ」「ホイール・ブレーカ」「フォーク・リフト」「フォーク・ローダ」「ホイール・クレーン」「ストラドル・キャリヤ」「ターレット式構内運搬自動車」「ロード・ヒータ」「ライン・マーカ」「ブ

2-6-4 職権により打刻すべき車台番号又は原動機型式は、職権による打刻を行う自動車の2-5(2)又は(3)以下、「シリアル番号等」という。)に定める事項と関連付けるものとする。

関連付けた職権により打刻すべき車台番号又は原動機型式及びシリアル番号等を記載した書面(以下、「打刻指示書」という。)を作成すること。この際、予め自動車検査情報システム内の職権打刻台帳に、職権により打刻すべき車台番号又は原動機型式及びシリアル番号等を入力した場合にあっては、職権打刻台帳から打刻指示書を出力できるものとする。

2-6-5~2-7 (略)

第3章 自動車の検査(事務関係)

3-1~3-3 (略)

3-4 (検査証等の記載事項等)

3-4-1~3-4-9 (略)

3-4-10 車体の形状欄は、下表の例により記載するものとする。

自動車の種類	車体の形状
乗車定員10人以下の乗用自動車	(略)
乗車定員11人以上の乗用自動車	(略)
貨物自動車	(略)
特種用途自動車	(略)
大型特殊自動車	「ショベル・ローダ」「タイヤ・ローラ」「ロード・ローラ」「グレーダ」「ロード・スタビライザ」「スクレーパ」「ロータリ除雪自動車」「アスファルト・フィニッシャ」「タイヤ・ドーザ」「モータ・スイーパー」「ダンパ」「ホイール・ハンマ」「ホイール・ブレーカ」「フォーク・リフト」「フォーク・ローダ」「ホイール・クレーン」「ストラドル・キャリヤ」「ターレット式構内運搬自動車」「ロード・ヒータ」「ライン・マーカ」「ブ

<p>ルドーザ」「クローラ運搬車」「雪上車」「林内作業車」「原野作業車」「ホイール・キヤリヤ」「草刈作業車」「農耕トラクタ」「農業用薬剤散布車」「刈取脱穀作業車」「田植機」<u>「農耕作業用トラクタ」</u>「ポール・トラクタ」</p>	<p>ルドーザ」「クローラ運搬車」「雪上車」「林内作業車」「原野作業車」「ホイール・キヤリヤ」「草刈作業車」「農耕トラクタ」「農業用薬剤散布車」「刈取脱穀作業車」「田植機」<u>「ポール・トラクタ」</u></p>
<p>3-4-11~3-4-27 (略) 3-5~3-8 (略) 3-9 (検査標章の交付等) 3-9-1~3-9-5 (略) <u>3-9-6 3-4-24 (2) の規定に基づき自動車検査証の備考欄に「点検整備記録簿記載なし」を記載する自動車(前面ガラスのない自動車を除く。)については、検査標章(裏面下部の余白部)に「法定点検未実施(車検時)」を記載するものとする。</u></p> <p>3-10~3-15 (略) 第4章~第6章 (略) 別表第1~第6号様式 (略) 別添1 (略) 別添2 (略)</p> <p>附 則 (令和2年2月28日国自整第298号) <u>本改正規定は、令和2年4月1日から適用する。</u></p>	<p>3-4-11~3-4-27 (略) 3-5~3-8 (略) 3-9 (検査標章の交付等) 3-9-1~3-9-5 (略) <u>3-9-6 (新設)</u></p> <p>3-10~3-15 (略) 第4章~第6章 (略) 別表第1~第6号様式 (略) 別添1 (略) 別添2 (略)</p>